

〔公園整備の基本的な考え方〕

公園の種別ごとに整備の基本的な考え方を定めます。

表 3-8 公園種別ごとの整備の基本的な考え方

公園種別		整備の基本的な考え方
都市基幹公園	総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を活かした、既往の考え方にとらわれない柔軟な発想・手法により、公園を核としたまちづくりを進めます。 ・市民のみならず、他都市からの利用も視野に入れ、大規模公園としての魅力ある多様な機能を高めます。
	運動公園 (多摩川緑地)	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川のポテンシャルを最大限に引き出せるよう、流域自治体や市民、活動団体、企業、学校などの協働・連携を視野にいれ、利用環境の向上を図ります。
住区基幹公園	地区公園 近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色や、公園独自の魅力をより活かし、質の向上を目指したりリニューアルを進めます。
	街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に即し、施設等の見直しを進めます。 ・借地公園等の制度を活用しながら、身近な公園の充足に努めます。

〔公園施設等の計画的な維持管理に向けて〕

公園施設の管理については、

- ・今後多くの施設の更新時期が集中し、その後も継続して更新の必要性が生じる。
- ・老朽化し、補修・更新の必要な施設が多数存在し、計画的に取り組む必要がある。
- ・遊具については、判定結果の悪い施設が半数を占めており、早急に取り組む必要がある。

以上のような課題があり、これらの課題を解決していくために平成28（2016）年に策定した「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、更新時期を迎える公園施設について、安全確保と機能保全を図るとともに、維持管理費の縮減や平準化を図る必要があります。

●取組の方向性

- ・本市を代表する総合公園については、公園を核としたまちづくりを進めるため、都市の安全性確保、良好な都市環境形成、及びスポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、民間活力を活かしながら都市の顔となる個性と魅力のある整備を推進します。
- ・地区公園及び近隣公園については、民間活力の導入を視野に入れながら、公園の特色や地域の特色を活かして、子どもが遊べるテーマ性のある公園の整備を進めます。
- ・市域に立地する2つの市営霊園（緑ヶ丘霊園、早野聖地公園）については、社会福祉の観点による対応はもとより、市民が憩え、自然とふれあえる「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出するため、公平で安定した墓所の供給を引き続き進めるとともに、まとまった緑の保全や、利用者の利便性の向上を図るための整備と管理を進めます。
- ・臨海部については、「川崎港緑化基本計画」に基づき、海や運河などの景観や自然環境を楽しむことのできる開放的な親水空間の創出、及び港湾緑地の整備を進めます。



生田緑地



早野聖地公園



ちどり公園

- ・市民に身近な街区公園については、子育て世代や高齢者等が多い地域などの実情を捉えながら、地域に即した施設等の見直しを進めます。
- ・街区公園が不足する地域においては、公園の新たな創出に向けた取組を推進します。また、公園用地の確保が容易ではない地域等において、必要な機能を確保していくため、公共施設の上部利用等により、公園の機能を創出することについて検討を進めます。
- ・既存の公園においては、少子高齢化等による利用者ニーズの変化に対応した公園施設の見直しや、機能回復のための再整備を一層推進します。
- ・利用者が普段から安心・安全に利用できる公園の確保を図るため、引き続き地域と連携しながら公園の適正管理を推進します。また、整備から相当年月を経過した公園においては、公園施設長寿命化計画に基づく取組により、遊具など公園施設の効果的な維持管理を進めます。
- ・公園の維持管理から生じる剪定枝、落ち葉等について、活動団体や民間企業等と連携を強化し、資源として有効活用していくことを検討します。



バリアフリー化



遊具の安全点検



剪定枝の利用

＜実施施策＞

18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進

19 身近な公園の整備推進

20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト

農業施策等と連携を図り、都市における重要な緑に位置づけられた都市農地を保全することにより、良好な都市環境の維持、防災機能の発揮など、多面的な機能の活用を推進するとともに、市民と「農」を結ぶイベントや農業体験機会の創出などにより、市民と「農」とのふれあいによる農業への理解を促進します。

●プロジェクトの必要性

市街化区域内農地が農地面積の約7割を占める本市では、これまでも生産緑地地区の指定を進め、生産緑地地区に指定された農地に対する相続税納税猶予制度も活用することにより、営農継続を促すとともに、農地の保全を図ってきました。都市農地については、平成28（2016）年5月に閣議決定された都市農業振興基本計画により、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換され、さらに、平成29（2017）年6月に改正された生産緑地法では、都市農地のより一層の保全推進を可能とする制度が整備されるなど、都市農地を取り巻く制度や情勢は大きく変化しています。

本市においては、平成28（2016）年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、今後とも貴重な農地を保全し、次世代に引継ぐため、「都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造」、「多面的な機能を有する農地の保全と活用」、「『農』とのふれあいによる農業への理解促進」を施策の柱としています。本プロジェクトでは、川崎市農業振興計画を踏まえ、改正生産緑地法に基づく制度の運用や、多様な主体と連携した農の活用を進め、良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図ります。

都市農業振興基本法（平成27年4月制定）

都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法

定義

都市農業：市街地及びその周辺の地域において行われる農業

目的

- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮 → 良好な都市環境の形成

国、地方自治体は…

- ・法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じる必要性あり
- ・都市農業振興基本計画の策定の義務

等

生産緑地法（平成29年6月改正）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした法

概要

- ・生産緑地地区の面積要件
→ 500㎡以上の区域(条例により300㎡まで引下げ可能)
- ・行為の制限
→ 営農に必要な施設、農業の安定的な継続に資する施設の設置等に限り市町村長が許可
- ・土地の買取りの申出
→ 主たる従事者の死亡・故障や指定から30年の経過で申出が可能。特定生産緑地への指定があれば、買取り申出の期限が延長される

図3-17 都市農業関連法の概要

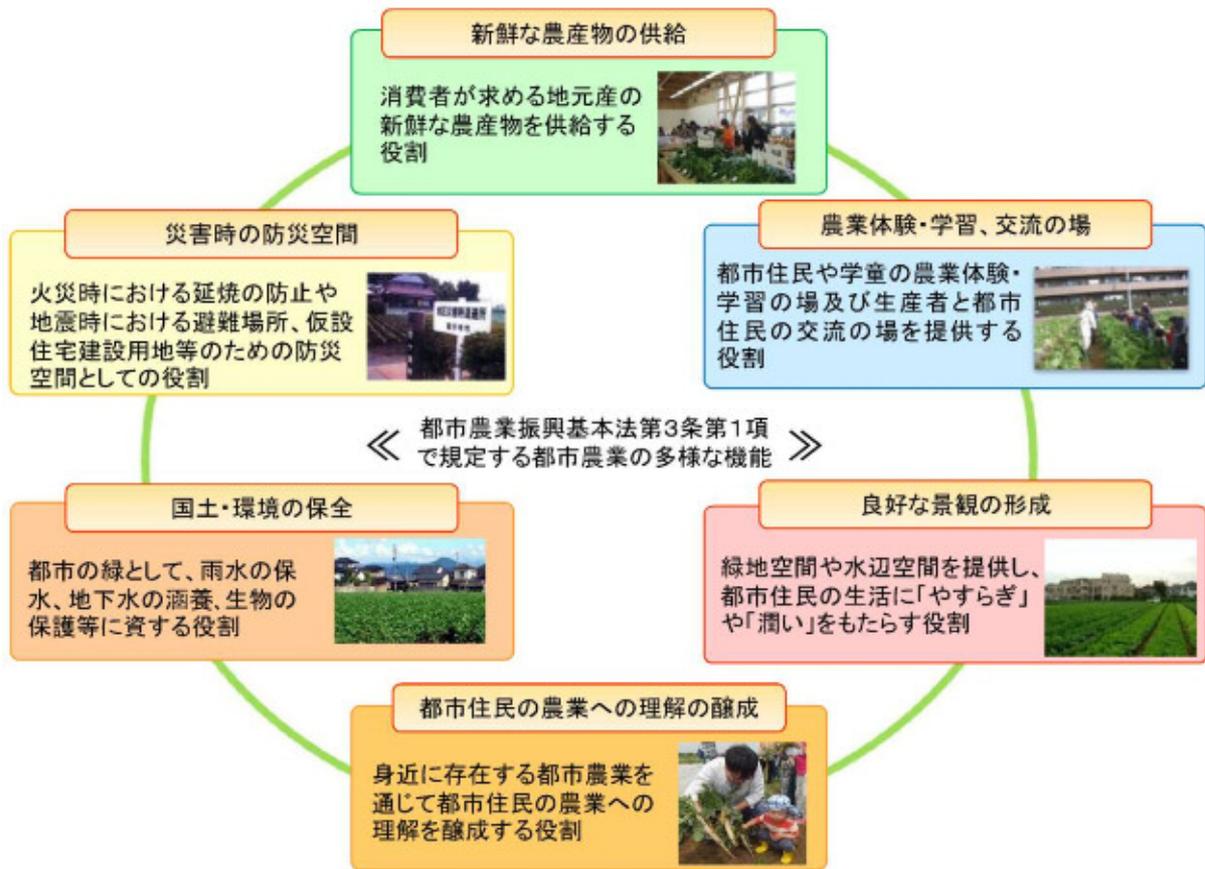


図 3-18 都市農業振興基本法における都市農業のイメージ

●取組の方向性

- ・改正された生産緑地法では、条例制定による面積要件緩和、生産緑地地区内行為の規制の緩和、及び「特定生産緑地」制度の創設等の内容が整備されているため、これらを踏まえた生産緑地地区の指定及び技術・経営支援等による農地保全、大震災時の一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録を引き続き促進します。あわせて、グリーン・ツーリズムなどの都市農地が持つ多面的機能を評価・活用した施策の推進に取り組みます。
- ・多摩丘陵の一角を担い、まとまりのある樹林地、農地及び水辺地が一体となって多様な生態系を育む黒川地区、早野地区及び岡上地区については、「農のある風景」を次世代に継承していくため、農業者や地域住民等と協力してその保全に継続的に取り組むとともに、ハード・ソフト両面からの施策推進によって、地域農業者の営農意欲の向上と農環境の保全に取り組みます。また、市街地の中に市街化調整区域が島状に存在する久末地区は、樹林地に囲まれ、台地には広がりのある農地が集約されており、都市部における重要な自然的環境資源となっていることから、都市景観、ヒートアイランド現象の緩和及び生物多様性などの観点から、地域の振興と併せた樹林地等の保全、農地保全を進めます。
- ・市内農業を理解し応援する市民を増やしていくため、市民と「農」を結ぶイベントの開催や食農教育の推進等を通じて、多くの市民に「農」との交流の場を提供します。また、農業体験を希望する市民のニーズに対応するとともに、農地の保全と活用を図るため、市民農園や、公園・保全緑地等における農的空間の活用など、さまざまな形で農業を体験できる機会の創出に引き続き努めていくとともに、多様なメディアを活用して市民への効果的な情報発信を進めます。

- ・農業の担い手・後継者の育成や、農地の賃借の促進、援農ボランティアの活用など、農業継続を促進する支援を推進します。
- ・市民及び消費者への安全で安心できる農作物の供給や、環境負荷の軽減を目的とした環境保全型農業の普及についても一層促進します。



農地の保全



生産緑地の指定



市民農園
(市開設市管理型)

<実施施策>

21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用

22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

緑の取組コラム

【川崎らしい都市農業の創造に向けた取組～農商工等連携推進事業～】

川崎の農業が、工業者や商業者、福祉団体、大学、市民など多様な主体と連携することで、農業の効率化、高付加価値化など新たな農業価値の創造を図り、川崎らしい都市農業を形成することを目的として、平成28（2016）年度から始まった事業です。

連携の場として、都市農業活性化連携フォーラムや都市農業活性化連携部会を開催するほか、連携を先導するためのモデル事業を実施しています。

この事業を通じて、農業者と情報通信産業事業者、農業者と商業者など、いくつかの連携が生まれているほか、川崎の農業のPRにも寄与しています。



10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

街路樹など連続する緑や、河川・水辺地などの整備・保全・管理及び民有地や公共施設の緑化を推進し、生物の生息・生育環境、地球温暖化対策、気候変動への適応策（暑熱対策）、健全な水循環の保全に寄与する緑と水のネットワークを形成します。

●プロジェクトの必要性

樹林地、農地、河川及び運河等は、生物多様性の保全や気候変動に対する適応策の観点から重要な役割を果たしています。都市において生物多様性を確保していくためには、まとまりのある緑において生き物の生息・生育拠点としての質を高めていくとともに、河川の小流域などに着目しながら、市街地の中に飛び石状に存在する小さな緑や街路樹によってネットワークを形成していくことが重要です。また、気候変動への適応策の一つとして、地域緑化、樹林地等の保全、公園等の整備、農地の保全・活用、屋上・壁面緑化等による地表面被覆の改善を通じたクールスポットの創出、及び風の道の形成が極めて重要です。このようにして形成された緑と水のネットワークは、健全な水循環の保全や治水機能の向上、地球温暖化対策にも寄与します。

本プロジェクトでは、街中の緑化活動や、街路樹・河川・水辺地等における良好な環境形成を推進し、緑と水のネットワークを充実させていくことにより、都市部における生物多様性の保全や都市環境の向上を目指します。



図 3-19 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・法令等の緑化制度を活用し、地域ぐるみの緑化活動、緑地協定の締結、民有地緑化の推進、及び公共公益施設の緑化等、市民、民間企業及び行政等の協働により多様な手法を用いた緑化を推進し、街中に飛び石状の緑を増やします。
- ・総合公園等においては、緑に覆われた空間を維持・保全していくとともに、生物多様性に配慮した整備を進め、生き物の生息・生育拠点を形成します。
- ・緑化推進重点地区[※]における緑による都市の顔づくりや、改正都市緑地法に基づく市民緑地認定制度の活用等の検討など、緑やオープンスペースの確保に努めます。
- ・150万市民の参加による植樹運動や、桜並木・まちかどの花壇整備等、緑や花に彩られた市街地形成を推進します。
- ・街中の緑をつなぐコリドーや風の道を形成していくため、街路樹・グリーンベルトの充実を図るとともに、老木化への対応や街の魅力向上の観点を踏まえた管理を進めます。
- ・多様な生き物の生息・生育空間であり、地域の風土と文化を形成する市内の中小河川や湧水地等について、水辺環境の保全を進めます。中小河川については、改修などの機会を捉えながら環境に配慮した河川整備を行います。



河川環境の整備



共同住宅の接道部緑化



樹形管理された
市役所通りのイチョウ並木

- <実施施策>**
- 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進**
 - 24 緑化助成制度の普及と充実**
 - 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備**
 - 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理**
 - 27 河川等の水辺地の保全**
 - 28 公共空間の緑化推進**
 - 29 事業所による緑化の促進**

※本計画では、緑の条例第8条第2項第5号に規定される「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化推進重点地区）」を、都市緑地法第4条第2項第8号に規定される「緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」と同義として扱うものとする。

③基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」

グリーンコミュニティづくりとは、これまでに育まれてきた地域の多様な主体の協働のもと、緑を、「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することにより、緑を取り巻く多様な主体の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高める概念です。

さまざまな地域にグリーンコミュニティが形成されることにより、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指します。

地域の誇り、まちの活力、地球環境への貢献

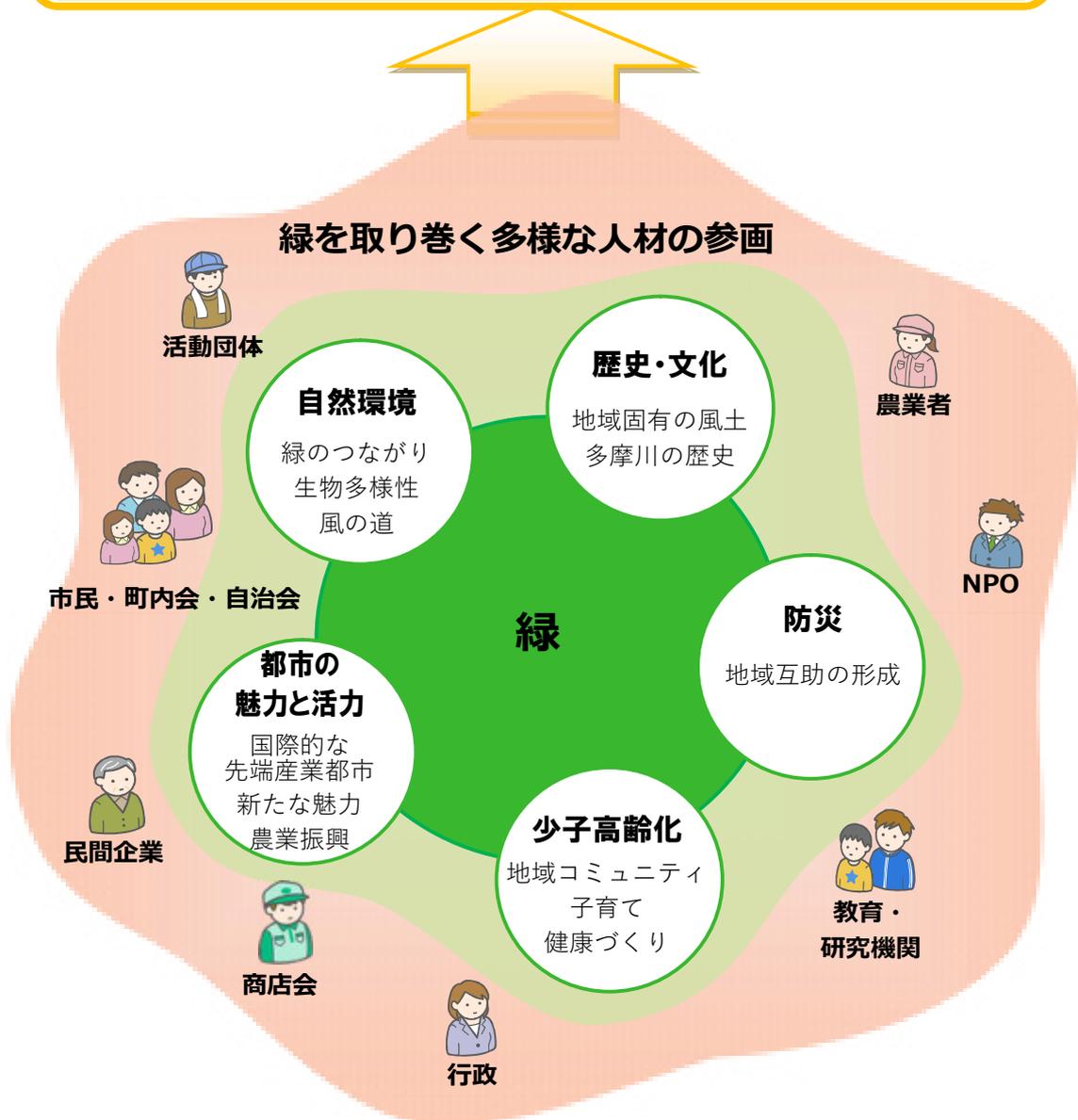


図 3-20 基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」の考え方

[施策の方向性]

グリーンコミュニティを形成していくためには、3つの視点が必要です。一つは、幅広い世代の市民、就業者や就学者、民間企業、教育・研究機関など、多様な人や組織の参画を促していく「人のマネジメント」です。また、保全した樹林地や農地、整備した公園、緑化地等を適切に管理運営する「空間のマネジメント」が重要です。そして、3つ目の視点として、人と空間を結び付けていく「人と空間のマネジメント」が重要であり、市内の先進的な活動を核としながら、地形、風土、及び市民意識など、地域特性に応じて多様な**緑を活かしたコミュニティをつくる**ことが重要です。



図 3-21 グリーンコミュニティの広がりイメージ

「グリーンコミュニティづくり」においては、緑の対象を4つに区分し、それぞれの特性に応じた取組を進めます。まず、防災減災、子育て及び高齢化などの地域に身近な諸課題に対応するため、**身近な公園の活用による地域コミュニティ形成の促進**を図ります。次に、緑を活用したまちの賑わいや人々の交流を促進するため、**大規模公園等を拠点とした多様な主体の参画・柔軟な連携によるまちの魅力と活力の向上**を図ります。

また、**多摩丘陵や多摩川流域に残る保全された緑の地域資源としての活用**を、広域的な観点で市内外の連携を図りながら進めます。

さらに、**川崎臨海部の持続的発展に寄与する見える緑の創出**や、臨海部のイメージアップに取り組みます。

施策を支えるプロジェクトとして、

- 「1 1 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト」
- 「1 2 活力ある緑のまちづくりプロジェクト」
- 「1 3 広域的な緑の魅力向上プロジェクト」
- 「1 4 『臨海のもり』づくり推進プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。



プロジェクト	取組を展開する主な場所		
11 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト	● 身近な公園と公園の周辺地域	○□ グリーンコミュニティの展開 ■ 緑と農を守り魅力を伝える田園エリア ■ 身近な緑を守り育む丘陵地エリア ■ 緑と水の資源を育み活かすエリア ■ 緑が風格と活力を生む川崎の顔づくりエリア ■ 緑とにぎわいあふれる臨海のもりづくりエリア	
12 活力ある緑のまちづくりプロジェクト	● 大規模公園緑地等		
13 広域的な緑の魅力向上プロジェクト	■ 多摩丘陵・多摩川 ● 水辺の楽校 ● 緑と農の3大拠点 ● 農と緑のふれあい拠点		■ 広域的連携 ■ 広域的連携
14 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト	■ 「臨海のもり」づくり計画対象地 ■ 風の道		■ 広域的連携

図 3-22 基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」の方針図

11 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト

身近な緑（街区公園等）を活用した地域の多様な主体の連携や多世代交流を進め、住民同士の顔の見える関係づくりを促進し、地域防災力の向上、子育て環境の向上、高齢者の健康増進等を図ります。また、多様なニーズに対応した公園利用のルールづくりなど、公園を柔軟に利活用する取組を進めます。

●プロジェクトの必要性

身近な緑は、地域住民が遊戯・休息等で気軽に利用できる場であるとともに、美化活動や地域のイベント等に広く活用できるため、地域コミュニティの場としても機能します。地域における身近な緑は、少子高齢化の進展や、希薄化が懸念される地域のつながりを取り戻すという点において大きなポテンシャルを秘めており、非常に重要な存在となっています。よって、こうした緑の効用を高めていくための柔軟な利活用を進めていく視点が重要となっています。

本市では、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親など全ての地域住民を対象として、医療、介護、福祉・生活支援などを含めた必要なケアが地域において一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。地域包括ケアシステムは、全ての地域住民においてその重要性が認識され、実践される必要があります。そのためには、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有し、地域における自主的な「助け合い」の活動を活発化させていくことが必要不可欠となっています。このことから、身近な緑においても、地域のつながりの強化に資する活用を進めていく視点が重要です。

本プロジェクトでは、街区公園等の身近な緑の利活用による地域コミュニティの強化や、地域における共生意識の醸成といった、地域包括ケアシステムの基礎を支える取組を進め、地域の支えあいの充実や、住民が健康的に活動できる身近な場の創出を目指します。



図 3-23 プロジェクトのイメージ

…出典：「平成 27（2015）年度厚生労働省老人保健健康増進等事業＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）」2016 年、三菱UFJリサーチ&コンサルティング

●取組の方向性

- ・多世代の住民が顔を合わせ、知りあう機会を増やすことで地域互助の意識を高め、いざというときにお互いに助け合える関係となるよう、公園を拠点として、地域コミュニティの強化に寄与していく取組を進めます。
- ・管理運営協議会等を中心に、多様な利用ニーズへの対応に向けた地域発意による公園利用のルール作りを促進するとともに、地域の多様な主体の連携のもと、防災活動、プレーパークなどの子育て環境作りの運営、シニア世代の地域の見守り支援、及び健康増進に配慮した取組等、公園における利活用の取組を一層推進することで、多世代における共生意識の醸成を図ります。
- ・地域住民と協働して公園の再整備方針を決めていくことにより、公園の活用を促進するための施設整備等の取組を進めます。

＜実施施策＞ 30 地域コミュニティ形成の推進

31 緑を通じた防災力の向上

32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

緑の取組コラム

【久本薬医門公園を活用した地域活性化の取組】

高津区久本にある久本薬医門公園は、平成19年3月に開設された街区公園です。公園の開設に伴い、どのような公園にしたいかという「アートパーク会議」が地域住民と市の間で1年をかけて開催されました。そして、地域住民の有志で結成された管理運営協議会の発意により、公園を多世代交流の場にしようという案のもと、「ひなまつり」、「端午の節句」、「七夕まつり」の催し事が平成20年3月以降実施されており、特に「七夕まつり」では、地域の小学生が用意した短冊などを竹に飾り付けるなど、子どもたちを含む多くの方に親しまれています。

また、定期的に公園体操も実施されており、体操はもとより、体操前に行う公園や周辺道路の美化活動により、参加者の健康づくりと仲間づくりの場として公園が活用されています。そのほかにも、高津区主催の野菜の直売「さんの市」や、地域の保育園のお祭りにも公園が活用されており、公園を拠点として、たくさんの方が交わるコミュニティが形成されています。



12 活力ある緑のまちづくりプロジェクト

大規模公園等や都市拠点において、地元町会、活動団体、地域の企業、教育機関、商店会及び観光協会等の連携により緑を活かしたまちづくりの取組を推進します。また、民間活力の導入による緑とオープンスペースの整備・管理運営などの取組により、まちの賑わいを創出し、都市の魅力と活力の向上を図ります。

●プロジェクトの必要性

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、社会資本が一定程度整備された状況下においては、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために引き出すことが重要です。このような認識のもと緑の付加価値を高め、国際競争力の高い美しく風格ある都市や、個性を活かした活力ある都市の形成を進めていく必要があります。したがって、多機能性を発揮することで都市のイメージを向上させ、その価値を高めていくことのできる大規模公園等の緑や、多くの人が行き交い都市の顔として個性あふれる魅力を最大限に発揮できる都市拠点の緑については、多様な主体の参画と柔軟な連携による、都市活動全体を視野に入れた戦略的な緑とオープンスペースの確保と活用を進めていくことが必要です。

本プロジェクトでは、多様な主体との連携を加速し、効率的・効果的に都市機能を高めていくための都市マネジメントを実践していきます。このマネジメントにおいては、緑を守り、育て、活用するために、公園利用者、地域団体その他緑を取り巻くさまざまな主体が連携する仕組み作りや、民有の広場空間等との連携強化を進めることによる総合的な緑の水のネットワーク化の促進、さらには「民」の実力・知見を最大限発揮し、質の高い広場空間を創出するための管理運営と活用手法の充実など、緑の価値・まちの価値を高める取組について検討を進めていきます。



図 3-24 多様な主体が緑を活用し賑わいを生むイメージ

〔公園等への民間活力導入に向けた方針〕

今後の公園等への民間活力導入に向けた具体的な取組は、次の方針に基づき進めていくこととします。

- ◎公園利用者に質の高い広場空間を提供するために、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出する。
- ◎公園の魅力を高めることで個性と活力のあるまちづくりを実現する。
- ◎民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す。

●取組の方向性

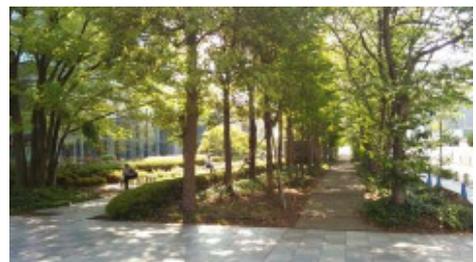
- ・更なる民間活力の導入を進め、改正都市公園法の規制緩和となる公募設置管理制度の手法により、民間企業が公共還元型の便益施設（カフェ、レストラン等）を設置することで、公園の賑わい創出や魅力向上を促進するとともに、オープンスペースを活性化させる多様な取組や、効率的・効果的な維持管理につながる資産の有効活用を推進します。
- ・民間活力の導入による多機能性ある公園整備・管理運営の実現により、大規模公園等を地域特性に応じた新たな価値や、地域活性化に寄与する利益を創り出す拠点（プロフィットセンター）へと転換し、公園の管理に携わる市民、行政のみならず、地域社会やスポーツ産業等、まちの発展に関わる主体と協働して持続可能なエリアマネジメントを推進します。
- ・多様な主体が公園を活用し、公園が有する防災、レクリエーション及び環境保全等の機能と魅力を高めながら賑わいを創出していくため、公園の活用や管理運営を行う市民に身近なプラットフォームの形成を促進します。
- ・都市拠点において、公園・河川などの緑の公共空間と民有の広場空間の回遊性の確保等を進めることにより、空間の価値を高め、多くの人が集う活力のある都市を形成します。



民間企業との連携
(川崎国際生田緑地ゴルフ場レストラン)



地域連携によるまちの賑わい創出
(こすぎコアパーク)



民有地・公有地の緑の一体的整備
(小杉地区)

＜実施施策＞

- 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進
- 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用
- 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上

13 広域的な緑の魅力向上プロジェクト

首都圏における貴重な自然環境である多摩丘陵や多摩川について、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を推進します。また、市民、活動団体、教育機関、NPO及び民間企業等との連携を促進し、広大な自然環境を活かした取組を行うことにより、地域の歴史や文化、固有の生き物が生息・生育する多様な地域資源の魅力を高めます。

●プロジェクトの必要性

多摩丘陵に広がる樹林地と広大な水面を湛える多摩川は、都市環境の改善や景観形成の面において重要な役割を果たすだけでなく、古くから地域に愛され、地域の風土を育んできた歴史を有しています。これらは、本市の骨格となる貴重な自然環境であるだけでなく、多摩・三浦丘陵、多摩川流域といった広域的な観点からも重要な自然環境です。また、これらの自然環境は、地域の歴史的・文化資源と一体となり、ふるさとの風景や伝統文化を伝える存在としても重要な役割を果たしており、地域資源として保全し、その魅力を多くの市民に伝えていくことが大切です。そして、この広大な自然環境は、地域や都市の魅力を高めることのできる大きなポテンシャルを秘めており、これらの資源を有効活用していくことで、存在する自然そのものに付加価値を持たせていくことが重要です。

本プロジェクトでは、本市に広がる自然的環境資源について、広域的な視点を持ちながらその重要性を多様な主体と共有していくとともに、保全に配慮しながら資源の活用を進めていくことにより、地域や都市の魅力を高め、さらに市民の地域愛の醸成を目指します。



多摩丘陵の里山における自然体験



農産物の活用



複数団体の共催で行われた
植樹祭&収穫祭（麻生区市民健康の森）



渡しの復活事業

●取組の方向性

- ・樹林地が残る地域においては、その保全活動をはじめ、民間活力の導入を検討しながら保全された樹林地を活用し、子どもがのびのびと自然にふれあい、成長できる空間づくりを推進します。
- ・首都圏において貴重な自然環境を有している多摩丘陵については、これを構成する市内の多様な緑の保全、創出、育成及び活用を図るとともに、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を進めます。
- ・民間活力の導入による多摩川の水辺空間の有効活用を図るとともに、市街地での再開発等と連携した集客の仕組み作りなど、多摩川における新たな賑わい作りについて検討を進めます。
- ・多摩川に関連する、沿川地域、活動団体、民間企業、教育機関、流域自治体及び国等との連携により、上流から河口に至るさまざまな多摩川の魅力の発掘や創出を図り、それらを流域間で共有することで、相互に利活用できる広域的なエリアマネジメントを推進します。
- ・本市の風土や歴史を知り、地域愛の醸成へとつなげていくため、自然環境や歴史文化的資源を身近に感じられる取組を推進します。

- ＜実施施策＞
- 36 緑と一体となった地域資源の保全・活用
 - 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用
 - 38 多摩川の利活用による地域活性化

緑の取組コラム

【多摩川流域における市民協働の取組】

本市は、「川崎市新多摩川プラン」に基づき、国土交通省、多摩川流域自治体、市民団体及び企業等のさまざまな主体と連携しながら、多摩川の自然・歴史・文化を学び、後世に伝えていくための取組を行っています。多摩川の魅力を発信するイベントや水辺の楽校の活動支援、流域自治体との連携行事など、より多くの人たちに多摩川に親しんでもらうための事業を実施しています。



多摩川渡し場サミット



丸子の渡し祭り



川崎市、八王子市、日野市
3市合同干潟観察会

14 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト

臨海部全体の動向を見据え、事業所や教育・研究機関などと連携しながら、緑を実感できる「見える緑」の効果的な創出と、内陸部のヒートアイランド現象緩和に寄与する風の道の形成を進めるとともに、臨海部ならではの環境を活かし、安らぎやにぎわい創出に寄与する空間整備を推進することで、緑ある都市環境の形成を進めます。

●プロジェクトの必要性

臨海部は多くの事業所が集積するエリアであり、京浜工業地帯の中枢を担う地域として日本経済の成長を牽引してきました。それに伴い、地域環境に負荷をかけ、その改善を行ってきた歴史もあります。その一環として市民、事業所や行政等がさまざまな環境対策を進め、積極的に緑の創出・育成に努めてきました。加えて、ヒートアイランド現象が深刻な市街地に海風を導く重要な位置にあり、気候変動への適応策の一つとして風の道を形成する視点が必要となっています。

また、臨海部は、これからの日本の成長を牽引する「産業と環境が高度に調和する地域」として持続的に発展していくことが求められており、重要な視点の一つとして、就業環境の向上を図る良好な緑や親水空間等を整備するとともに、これまで事業所ごとに整備してきた緑地について、市民が親しみ、憩い、交流できる共通緑地などの形も含めて創出していくことが必要です。

本プロジェクトでは、市民や事業所等との連携を推進しながら、臨海部の環境の質を高める視点から「臨海のもり」づくりの推進を図ります。「臨海のもり」は、事業所の緑化地や、港湾緑地・都市公園などの公共緑地を風の道となる街路樹等の緑でつなぎ、運河や多摩川の水辺環境を含めて、臨海部全体を緑豊かな「もり」と想定して表現したものです。「臨海のもり」づくりを推進することで、緑の質の向上とそれによる風の道の形成、臨海部全体の発展と楽しさや魅力を感じられる環境形成を目指します。



図 3-25 プロジェクトのイメージ
(出典：臨海部ビジョン)

●取組の方向性

- ・臨海部の土地利用再編の動向を長期的な視点で捉え、事業所、国と連携して、道路、水際線や、建物の上部空間への緑の創出など、空間活用により「見える緑」の確保を推進します。「見える緑」と公園、街路樹等によって緑のネットワーク形成を図ることにより、都市環境や景観の改善、生物多様性の保全、災害に強いまちづくりなどを推進します。
- ・これまで事業所ごとに整備してきた緑地（事業所緑化等）について、市民が親しみ、憩い、交流でき、かつ市民と事業所が協働で管理できる共通緑地などの形も含めて緑を創出する仕組みを検討します。
- ・キングスカイフロントをはじめとする臨海部の拠点地区及びその周辺における公共空間の緑化については、多様な手法を検討し、整備を推進します。
- ・臨海部の魅力的なロケーションを活用した市民交流の場や、海や川、運河などの自然とのふれあいの場のほか、海風を感じ安らげる緑地空間を形成するとともに、広大な空間を活用した賑わいの創出、さらには緑を含めた臨海部全体の魅力の発信を進めます。

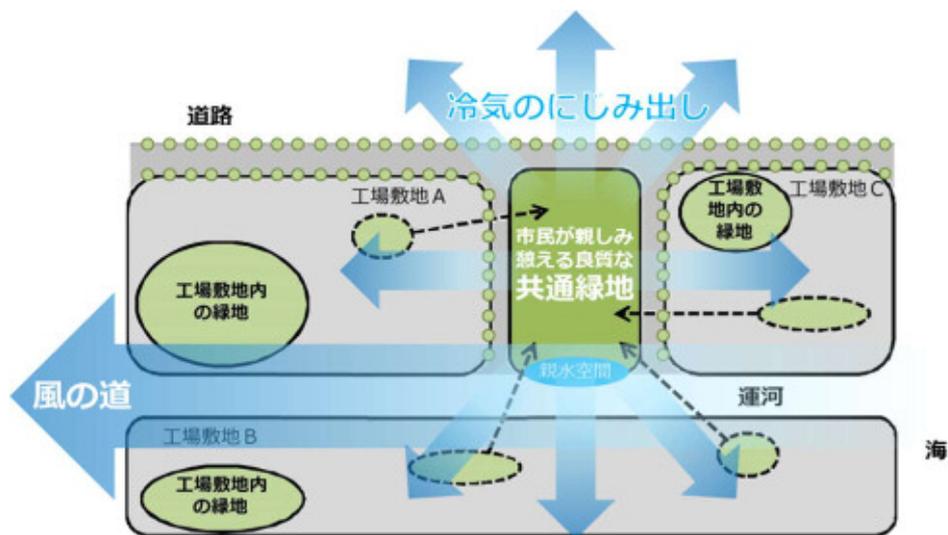


図 3-26 都市環境の改善に資する緑地、風の道等のイメージ



臨海部の事業所緑化



東扇島東公園

<実施施策>

39 多様な主体との連携による風の道の形成

40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

(2) 実施施策

実施施策 1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進

■さまざまな主体の参加促進

緑を実感できる質の高い居住環境を形成していくためには、地域を構成するさまざまな主体の持続的な参加と連携が大切です。こうしたことから、緑の活動等に気軽に参加できる取組や、他分野と連携した取組などにより、緑に触れてもらうきっかけを作るとともに、多様な手法により効果的な情報発信を行い、協働の裾野を広げる取組を進めます。



花と緑の市民フェア



ふれあい公園



地域住民向けイベント

緑の取組コラム

【管理運営協議会】

地域コミュニティの核としての公園の利活用を図り、市民との協働による管理運営を進めるため、平成18（2006）年度から本格実施した公園の地元管理の取組です。

管理運営協議会では、公園内の除草、清掃等に加えて低木の刈り込み、軽易な遊具の補修等の作業を行っていただいています。

また、町内会等の団体が行う盆踊りやゲートボール等の利用については、市へ手続きすることなく利用調整を行っていただいています。

こうした取組は、最終的な管理責任は市にあるとはいえ、身近な公園を「地域の庭」として愛着心を育み、世代を超えた市民の参加により、緑豊かなまちづくりの推進に寄与するものと考えています。

この管理運営協議会は、平成28（2016）年度末で市内541公園において設置されており、熱心な活動が行われています。



■さまざまなボランティア団体の設立・活動継続の促進

緑に関するボランティアについては、公園等の維持管理を支える公園緑地愛護会や管理運営協議会、街路樹等の維持管理を支える街路樹等愛護会、緑の保全や緑化の推進を支える緑の活動団体、河川の維持管理を支える河川愛護ボランティアなど、さまざまな地域活動団体が結成されています。

今後も、多様な主体によるボランティアの輪を広げ、これらの活動団体の設立を促進するとともに、持続的な地域活動を行うための支援を図ります。

表 3-9 設立を促進すべき活動団体

項目	内容
公園緑地愛護会 管理運営協議会	「地域の課題は地域で」の考え方を基本とし、公園の維持管理を行う公園緑地愛護会や公園の維持管理及び利用調整を行う管理運営協議会について、今後も、町内会・自治会等への働きかけや若い世代の参画促進により設立を促進するとともに、幅広い世代の公園適正利用に向けた取組を進めるため、持続的な地域活動を行うための支援の充実等を図ります。
街路樹等愛護会	街路樹及びグリーンベルトの育成、その周辺の除草・清掃等の活動を行う団体である街路樹等愛護会については、今後もその設立を促進するとともに、ボランティアニーズに応じた活動内容や支援のあり方について検討を行います。
緑の活動団体	緑の活動団体は、公開性の高い場所での緑化活動や緑地の保全活動に取り組んでいる団体に対して、助成金交付等さまざまな活動支援を進めるための登録制度です。今後も緑のボランティアの輪を広げていくために登録団体の拡大や活動に対する支援を図ります。
河川愛護ボランティア	河川愛護ボランティア制度は、市民と行政の協働により、河川や水路の環境を良好に保ち、快適な水辺にふれあい、親しむことができるよう、市民による自主的、日常的な清掃活動等を支援する制度です。今後もこの制度を活用し、河川や水路の愛護活動はもちろんのこと、水辺施設を活用した自主的なイベントや学習活動などの実施を促進します。



管理運営協議会



緑の活動団体



街路樹等愛護会



河川愛護ボランティア

実施施策2 民間企業・教育機関等の参画促進

■民間企業や教育機関との協働による緑の保全・活用の取組の促進

良好な里山環境の保全を目指すため、民間企業や教育機関等の協力を得て、里山の将来像や保全のあり方などについてワークショップでの検討により、保全管理計画を策定し、実践的な里山の保全活動を行う「かわさき里山コラボ」事業を実施しています。今後も民間企業や教育機関等との協働により、里山の保全や再生に向けた取組を推進します。

また、教育機関による樹林地等をフィールドとした調査・研究や、民間企業の緑資源を活かす技術力と連携し、新たな樹林地等の管理手法や緑資源の活用手法の構築に向けた検討を進めます。

緑の取組コラム

【かわさき里山コラボ事業】

多様なステークホルダーに支えられた里山の保全管理を目指して、企業・教育機関等の参加協力をいただき、実践的な里山の管理を行う「かわさき里山コラボ事業」を、平成24（2012）年度から実施しています。

樹林地として担保された特別緑地保全地区において、竹林整備（竹の伐採・筍の除伐）や雑木林の整備（下草刈り、常緑樹の伐採など）を、年2～3回行っています。

平成29（2017）年度までに、4箇所の特別緑地保全地区で企業・教育機関等との協定を締結しています。

参加者は、普段はデスクワークをしている方が多く、自然の中で作業をすることでリフレッシュでき、また活動することによって樹林地の景色が変わることを実感し、いきいきと楽しみながら活動をしています。



■民間企業による緑化の取組の促進

地域環境の向上には、民間企業の緑の創出による地域社会への参画が大きな役割を果たします。

こうしたことから、民間企業の地域環境の向上に向けた活動や環境負荷軽減に向けた取組を促進するため、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定の締結やみどりの事業所推進協議会への加盟促進など、さまざまな機会を通じて協働、連携を進めます。

緑の取組コラム

【駅空間を活用した緑化】

JR 南武線武蔵溝ノ口駅では、平成29（2017）年4月に鉄道事業者を主体としたリニューアルが行われ、駅舎等の日常及び災害時の電源供給を可能とする自立型水素エネルギー供給システムや、省エネと環境に配慮したエコメニューが導入されました。

中でも、環境調和のエコメニューとしては、コンコースや自由通路の壁面に自然素材を活用した仕上げや緑化が施され、従来の駅舎とは異なる緑に覆われた空間を演出しています。



実施施策3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発

■市民、民間企業等との協働による植樹運動の推進

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、市政100周年を迎える平成36（2024）年までに、市民、民間企業、NPO、教育・研究機関及び行政の協働による100万本植樹運動を推進しています。

今後も、この運動を更に拡大させながら、市民一人ひとりの緑化意識を高め、150万市民による緑化推進を図ります。

実施施策4 緑の人材育成と活用

■緑の人材バンクの充実と活用

花と緑のまちづくり講座等の各講座修了者などの技術・知識を有する人材を人材バンクに登録し、各種講座におけるファシリテーターや実作業支援要員等として派遣することで、育成した人材の活用を推進するとともに、人材の更なるスキルアップを図っています。

今後も、人材バンクへの登録者を増やすことでバンク機能を充実させ、さらに、地域課題の解決の糸口として、人材バンク登録者の活用を促すようなマッチング手法の強化に努めます。

さらに、特定の場所に縛られないボランティア活動へのニーズを満たすため、活動意欲を持つ人材を登録し、各公園緑地への日常活動に参加してもらうバンク機能についても検討を進めます。

■ボランティアの育成推進

ボランティア活動に必要な知識や技能を習得できる各種講座を実施し、さまざまなフィールドで活躍できるボランティアの育成を図ります。

表 3-10 ボランティアの育成の取組

項目	内容
里山ボランティア	里山の自然環境や管理手法などの講義や下草刈り、萌芽更新、堆肥作りなどのフィールド学習を通じ、保全緑地が里山として持続的に維持されていくための基礎的な保全管理手法を学び、里山ボランティアの育成を図ります。
援農ボランティア	都市農地の保全、農業の担い手の高齢化や減少等に対応した労働力の確保及び都市住民との交流を推進するため、生産者を援農する人材の育成を図ります。また、講座修了生の技術向上や農業者への周知を図るなどにより、積極的な活用を進めます。
緑化推進リーダー	緑化に関する講義や緑のウォッチング、ワークショップ、花壇作りなどを通して、まちの緑に関する知識、考え方、課題の発見と解決方法、実践活動などを学び、地域の緑化活動の核となり、推進力となる人材の育成を図ります。
地域環境リーダー	環境保全活動に必要な知識や技術を習得するための講義や実技を通して、地域や職場で環境学習や保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を図ります。

実施施策5 緑の活動に対する支援の充実

■緑のボランティアセンターを通じた支援の充実

緑のボランティア活動をより効果的に支援していくことを目的として、公益財団法人川崎市公園緑地協会に緑のボランティアセンター機能を備え、緑のボランティア活動に関する助成やアドバイス、情報の提供、活動器具の貸し出しなどを行っています。今後も、さまざまな市民活動のニーズに応えられる機能の充実に努め、緑のボランティアの活動支援を推進します。

実施施策6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

■緑の取組に対する表彰等の実施

緑化ポスター（緑のコンクール）、市主催による環境功労者表彰及びわがまち花と緑のコンクール、並びに国等の主催による緑化コンクール、都市緑化功労者及び団体の表彰への推薦等、多様な主体による緑の活動を高く評価し、顕彰する機会の充実に努めます。

■民間企業の環境配慮意識の向上

民間企業の環境配慮行動を評価し、民間企業のイメージアップや、地域貢献への発展へとつなげていくため、国連グローバル・コンパクトの推進のもと、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の普及、促進に努めます。

実施施策7 環境学習における「緑育」の充実

■自然環境を知る機会の充実

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や、本市の「環境教育・学習基本方針」の趣旨を受け、次世代を担う子供たちに、まず自然環境の尊さ・面白さを知ってもらうことを目的として、市内外の農や緑、水辺環境などを活用した体験活動・学習機会を、市民活動団体や民間企業等との協働により創出します。また、市には森・里・川・海などの多様な環境が存在するため、普段の生活行動圏で触れることのできないこれらの自然環境について、他地域との交流・連携により、知る機会の創出に努めます。



里山での子どものボランティア活動



夏休み多摩川教室

■環境課題の解決に向けた取組の推進と理解の促進

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失などの地球環境の課題と、資源循環・水環境といった市を取り巻く環境課題について、子どもたちの環境に対する問題意識を高めるため、ビオトープや身近な自然のほか、環境に関する学習施設を活用した知識習得を促進するとともに、緑を取り巻く環境課題を幅広く学習できる環境副読本について、その内容の充実を図ります。



学校ビオトープの解説



水とかがやく未来館



王禅寺エコ暮らし環境館

実施施策 8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進

■効果的な緑の情報発信の推進

市民への緑の普及啓発を進めるために、リーフレットやパンフレット等の内容の充実に努めます。

また、SNS、かわさきイベントアプリなど新たな媒体を活用するとともに、さまざまな主体と連携し、市民目線による効果的な方法で情報発信を進めることにより、接しやすく、分かりやすい情報の提供を図ります。

表 3-11 主なリーフレット・パンフレット

区分	主なリーフレット・パンフレット
事業紹介	・みどりと公園 —緑政事業概要—
基礎データ	・川崎の公園 ・川崎市公園・緑地等位置図
公園施設案内	・大規模公園等の各種公園概要
制度紹介	・川崎市緑化指針 ・緑化協議の手引き ・緑地保全に関する制度案内 ・緑化に関する助成制度案内 ・緑の活動への助成制度案内
案内	・遊歩道の案内 ・多摩川の動植物や子ども遊び等の紹介

■「緑豊かな川崎」のイメージPRの充実

四季の彩りを織りなす生田緑地、里地・里山の景観を形成する黒川地区、母なる川である多摩川、及び臨海部における港湾緑地や運河による港の風景などは、本市のイメージアップを図る上で重要な自然的環境資源です。

こうした緑のストックについては、シティセールスや観光資源の観点はもとより、平成32（2020）年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も踏まえ、国等との連携を視野に入れた魅力ある緑のイベントの実施や参画を進めるなど、「緑豊かな川崎」をPRするための積極的な活用を行います。

■緑の実態調査の実施

緑を取り巻くさまざまな状況を的確に把握し、市民の緑への関心を高めるため、自然的環境資源の分布の経年変化や、動植物、水生生物の生息・生育状況、湧水、河川の水質等の調査を実施します。

実施施策9 人材の交流、連携の推進

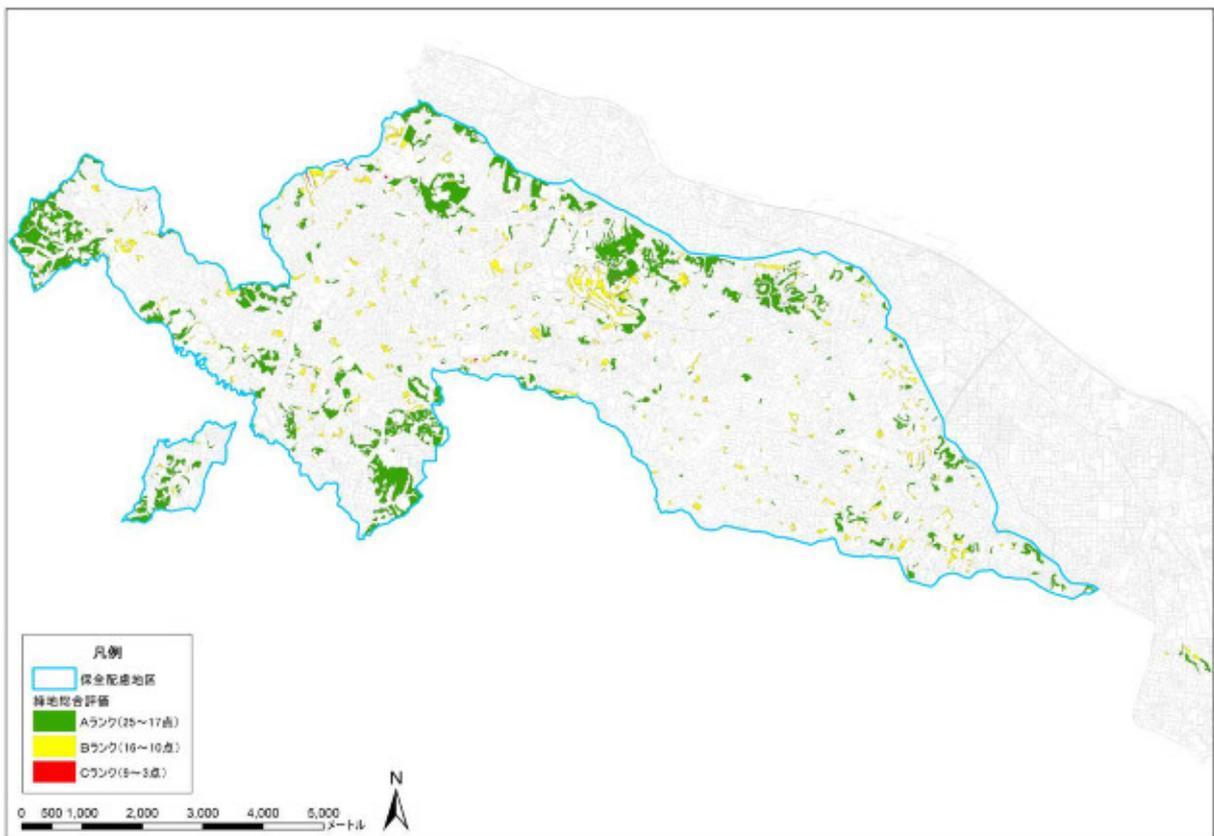
■活動団体の交流促進

緑のボランティアセンターの交流機能を強化し、緑を支える人材同士が互いの活動について情報共有を行う取組を支援します。また、環境パートナーシップかわさきの取組をはじめとした人材交流の場を活用し、活動団体同士が意識を高めあい、活動の発展につながる機会の充実に努めます。

実施施策 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全

樹林地の保全にあたっては、客観的な評価のもとに優先的に保全すべき樹林地を見極める必要があります。そこで、本市では1,000㎡以上の樹林地を対象に、その態様や機能、植生などの項目について調査を行い、「緑地総合評価」により整理・評価したデータを「緑地保全カルテ」に取りまとめています。そして、このカルテをもとに樹林地のランク分けを行い、優先度を判断しながら保全の取組を講じています。

さらに、樹林地の保全を優先的に進める「保全配慮地区」においては、保全を進める上で地権者の理解と協力を得る必要があります。そのためには、土地利用の規制が弱い保全施策をきっかけに、保全制度の理解が深まった場合には、樹林地を恒久的に保全できる制度へと移行するなど、地権者への理解促進に努めながら、段階に応じたさまざまな施策を推進します。



緑地評価の区分

1,000㎡以上の樹林地を自然的条件（植生・規模・土地利用・動植物情報）、社会的条件（歴史文化・眺望景観・レクリエーション）、計画条件（上位計画・市民要望・市民活動）により3段階の評価を行っています。緑地保全施策は、この3段階の評価により地権者の理解と協力を得ながらさまざまな施策を講じています。

Aランク：優先的に保全を図るべき緑地 Bランク：保全すべき緑地 Cランク：保全対象の緑地

図 3-27 緑地総合評価における評価区分図

■ 特別緑地保全地区の指定拡大

風致や景観に優れ、動植物の生息・生育地として保全する必要がある樹林地については、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と

良好な協力関係の創出に努めます。加えて、多様な主体との連携により、地権者が特別緑地保全地区を保持し続けられるような手法を検討します。

■緑の保全地域の指定拡大

市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる樹林地や、水辺地と一体になった樹林地等については、緑の条例で定める「緑の保全地域」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と良好な協力関係の創出に努めます。

■緑地保全協定の締結拡大

緑地保全協定は、「川崎市緑地保全事業要綱」により、地権者と一定の期間について樹林地保全の協定を締結する制度です。この制度は、樹林地の保全制度を地権者の方々に理解をしていただく第一歩として有効であることから、地権者に対して樹林地の保全意識の向上・普及を進め、樹林地保全を支える基礎的制度として協定締結の拡大に努めます。

■ふれあいの森（市民緑地）の保存契約の推進

樹林地の保全を進めるとともに市民に身近な自然に親しんでもらうことを目的に、「ふれあいの森」の設置や、都市緑地法による「市民緑地制度」の活用を検討を進めます。

■樹林地保全における協働の取組の拡大

民間の地権者が所有する樹林地の保全を進めていくためには、樹林地の存する地域の情報に精通する市民及び活動団体の協力が欠かせないことから、関係者との意見交換等を通じて、樹林地保全に関する市民等の主体的取組の把握に努めたり、地域における土地利用の動向に関する情報提供を受けたりするなど、多様な主体が協働できる保全の取組の拡大を図ります。

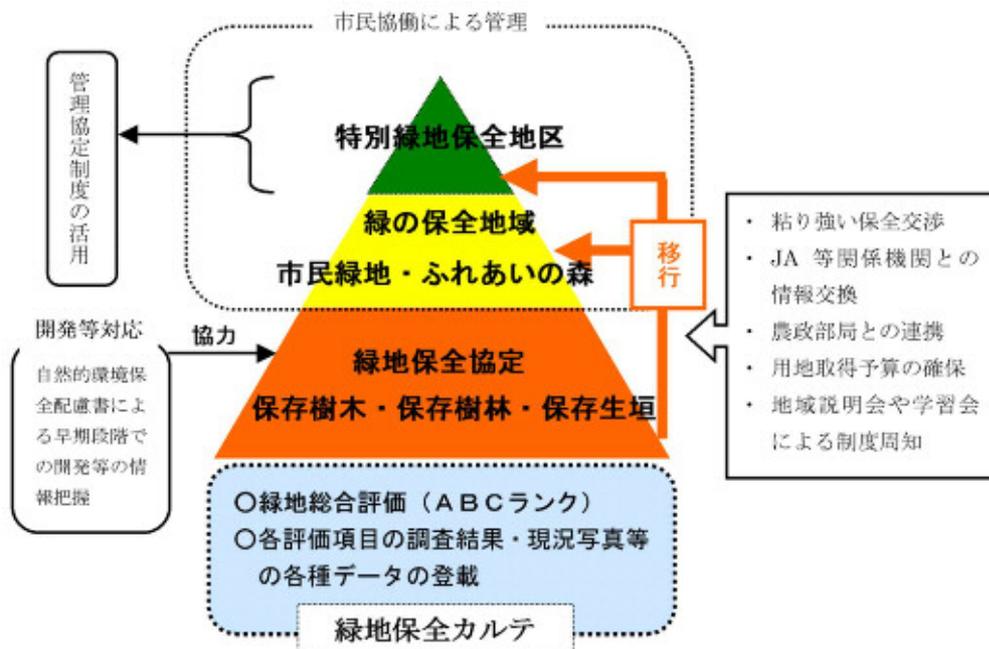


図 3-28 川崎方式による樹林地の保全施策の推進

表 3-12 川崎市の緑地保全制度

種 類 根拠法令等	対 象	行為の制限等	優遇措置等
特別緑地保全 地区 ・都市緑地法 第 12 条 ・都市計画法 第 8 条	風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地などで、緑地総合評価の A ランクを基本とし、かつ概ね0.3ha以上の規模のまとまりのある緑地を対象としている。 <u>A ランクについて</u> ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、地元要望があり、かつ市民による保全管理が確実に図られる樹林地 ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、公園・緑地に隣接し、一体となって0.3ha以上となる樹林地 <u>B ランクについて</u> ・多摩丘陵軸及び多摩川崖線軸内の概ね 0.3ha 以上の樹林地	あらかじめ市長の許可が必要な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採	・相続税が 8 割評価減 ・固定資産税が最高 1/2 の評価減 ・譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用 ・(固定資産税 + 都市計画税) × 1.5 の算出金額を助成 ・神奈川県から自然保護奨励金を助成 (面積 1.0ha 以上)
緑の保全地域 ・緑の条例 第 10 条	市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる豊かな林相、水辺地等と一体になった緑地などで、緑地総合評価が A・B・C ランクを基本とし、概ね 0.1ha 以上のまとまりを持った緑地を対象としている。	あらかじめ市長に届出が必要な主な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採又は移植	・(固定資産税 + 都市計画税) × 1.5 の算出金額を助成
緑地保全協定 ・緑地保全事業要綱	良好な自然の存する地域で、緑地総合評価の A・B・C ランクとし、概ね 0.1ha 以上で固定資産税課税台帳の課税地目が「山林」「原野」「保安林」「池沼」の緑地を対象としている。	現況変更をしようとするときは届出が必要	・(固定資産税 + 都市計画税) × 1.1 の算出金額を助成 (助成・協定期間 5 年)
ふれあいの森 (市民緑地) ・ふれあいの森設置事業要綱 (都市緑地法第 55 条)	300 m ² 以上の樹林地について土地所有者の理解と協力を得て借り受け、散策路や休息エリアなどを整備し、レクリエーション活動や自然観察などの場としての活用を促進するもの。	契約期間中の土地利用は不可	・有償借地の場合は、固定資産税課税評価額を基に借地料を算出し、1 年ごとに契約 ・無償借地の場合は、契約地の固定資産税及び都市計画税が免除

実施施策 11 地域に残された身近な緑の継承

■保存樹木・樹林・生垣の指定

高さ10m以上、幹周1.0m以上又は株立ちした樹高が3m以上で樹容が優れている樹木については、樹木所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹木」として維持及び指定拡大に努めます。また、市街地において貴重な緑である概ね300㎡以上の社寺林等については、所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹林」として維持及び指定拡大に努めます。さらに、市街地にあつて優れた形状の生垣は、身近なまちの景観を向上させる効果的な自然的環境資源であるため、今後も所有者の理解と協力を得ながら、「保存生垣」の維持及び指定拡大に努めます。

■まちの樹の保全

まちの中で、目印となり、待ち合わせ場所としても市民に親しまれている樹木や名木、古木、伝承のある樹木及び景観的に重要な樹木など、まちのシンボルとなっている樹木を「まちの樹」として指定しています。今後も所有者の理解と協力を得ながら、樹木の保全に努めます。

実施施策 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出

■自然的環境保全配慮書に関する助言指導の推進

本市では、一定規模以上の建築行為及び開発行為を行う事業者に対して、自然的環境保全配慮書の提出を義務付けています。配慮書は、事業者が対象事業区域内の自然的環境を把握し、その保全、回復及び創出に関する考え方を示すものであり、配慮書の提出にあたっては、「緑地保全カルテ」を活用しながら、保全、回復及び創出について事業者への助言、指導に努めます。

実施施策 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組

■ 保全管理計画の作成及び適切な運用

「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」などの制度により保全された樹林地を、良好な里地・里山環境として維持、再生していくためには、樹林地の将来像を設定し、それに向けた管理を持続的に進める必要があります。こうしたことから、地域住民、民間企業及び教育機関等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全された樹林地の再生と育成を推進します。また、作成した保全管理計画については、その管理実態に鑑み見直しを行うなど、適切な運用に努めます。

■ 緑地環境の健全性確保

保全された樹林地において、斜面安定処理や老朽化施設の補修・更新等による樹林地の安全性を確保するとともに、里山風景の維持や生物多様性の確保に向けた樹木等の整理・更新に努めます。

緑の取組コラム

(斜面緑地の安全対策)

本市では都市部の貴重な「緑」を、特別緑地保全地区に指定して保全しています。

特別緑地保全地区内には、樹林地、谷戸や池などの自然地形があり、その多くは斜面上に存在しています。そして、昨今のゲリラ豪雨などによって崖崩れなどのリスクが高まっているため、樹林地等における斜面の安全対策は必要不可欠です。しかしながら、安全対策のために樹木を伐採しコンクリートで固めてしまえば、本来の「緑」を保全するという目的は果たせません。

そこで本市では、在来工法である「コンクリート法枠工法」にこだわらず、既存の樹木を伐採することなく、できる限り自然環境と景観の保護・保全を図りながら斜面を安定化させる「自然斜面補強土工法」を検討し、適用可能な斜面に実施しています。

今後も本市では、保全した「緑」をできるだけ破壊することがないように斜面の安全対策を実施し、市民の憩いの場や活動の場として安全な利活用を促進します。



法枠工法



自然斜面補強土工法

実施施策 14 緑と調和した都市景観の形成

■緑を活かした良好な街並みづくりの支援

市全域を指定している景観計画区域、広域拠点などを指定する景観計画特定地区及び市民の主体的な景観づくりを進める都市景観形成地区においては、景観形成に併せて緑化の誘導を進めます。また、景観計画特定地区の指定拡大や新たな都市景観形成地区の指定を進めるとともに、都市景観形成地区における地域住民による協議会との調整及び意識の共有により、良好な街並みづくりの支援を図ります。

■景観資源としての樹木の保存

樹木等を重要な景観資源として捉え、その大切さを積極的に発信することで市民の理解と協力を得ながら、良好な景観の形成を進めます。また、保存樹木の制度等と連携しながら景観重要樹木の指定を検討します。

実施施策 15 多摩川緑地施設の利便性向上

約30kmにわたって市域に接する多摩川において、その広大で特色のある環境を活かし、スポーツ・レジャー・憩いなどの機能を総合的に満たす環境づくりを推進します。

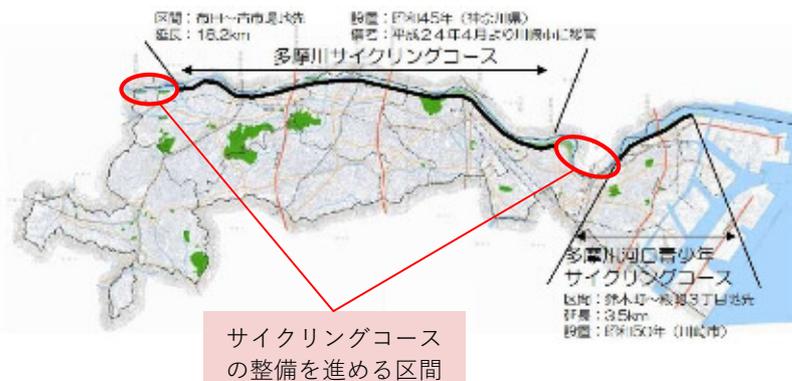


図 3-29 サイクリングコースの充実

■多摩川における施設整備の推進

野球場やサッカー場等の運動施設及びレクリエーションに関する施設の再配置・再整備等を進め、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。また、広域的なレクリエーション空間として親しまれるサイクリングコースについては、生田緑地や等々力緑地などの観光資源との回遊性を視野に入れながら、近隣都市とも連携を図り、サイクリングコースの延伸等の取組を推進し、活用を図ります。

■民間活力による多摩川のポテンシャルの活用促進

町会、商店会及び民間企業など沿川地域の多様な主体と連携し、多摩川の持つポテンシャルを最大限発揮していくことで、さまざまな面から水と緑を楽しむことのできるレクリエーションの拠点として、付加価値の高い河川空間の創出に努めます。

緑の取組コラム

【多摩川サイクリングコースの整備】

平成30（2018）年3月現在、多摩区布田橋から稲城市までのサイクリングコースの未接続区間において、接続に向けた延伸整備を行っています。また、幸区多摩川大橋から川崎区川崎河港水門までの未接続区間については、堤防整備や護岸整備により新たにできる天端（堤防の上部）等を活用し、延伸整備を行う予定としています。

その他、通行マナーを周知するための路面標示や既存コースの拡幅など、利用者の安全性の向上に向けた整備も行っています。

これらサイクリングコースの整備と併せ、多摩川の風景や桜並木、そして歴史的資源等を見て、感じてもらうとともに、市内はもとより流域の名所を回遊できるよう、更に誰もが安全に多摩川を楽しめるよう、多摩川の魅力向上に向けた取組を推進しています。



実施施策 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

■多摩川緑地の維持管理の充実

多摩川では、河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地、サイクリングコース及びマラソンコース等の維持管理を行っています。今後は、市民から求められている維持管理水準の向上を図るとともに、多摩川水系河川整備計画に沿い、自然環境と調和させながら、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。

■都市景観と調和した河原風景の保全

多摩川景観形成ガイドラインや殿町3丁目地区まちづくりガイドラインによる景観の誘導、並びに稲田堤、ニヶ領用水、等々力、大師橋及び殿町周辺地区などの桜並木の保全・再生を進め、河原風景の保全を図ります。また、多摩川美化活動を推進します。

緑の取組コラム

【ニヶ領せせらぎ館・

大師河原水防センター】

平成11（1999）年に開館したニヶ領せせらぎ館は、国土交通省京浜河川事務所が管理するニヶ領宿河原堰管理所の一部で、本市とNPOが協働で管理運営している施設です。主な事業は、環境学習の開催、多摩川の魚などの水槽展示、歴史・文化等の企画展示、情報誌の発行及びHPによる情報発信などです。

平成20（2008）年に開館した大師河原水防センターは、多摩川の氾濫による被害に対して応急復旧活動を行う拠点として設置され、本市とNPOが協働で管理運営している施設です。主な事業は、環境学習の開催、多摩川の魚やカニの水槽展示、エコクラフト等の工作、情報誌の発行及びHPによる情報発信などです。



ニヶ領せせらぎ館



大師河原水防センター

実施施策 17 公園緑地の防災機能整備推進

緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時の火災延焼防止、避難地・避難路や防災活動拠点として、都市の防災上重要な役割を果たしています。こうしたことから、市民生活の安全を守る上で必要な、都市公園その他の緑の防災・減災機能の向上を図ります。



図 3-30 防災機能を必要とする主要な公園等

■大規模公園における防災機能の強化

大規模公園は、災害発生時に物資供給及び救援活動の拠点となり、そのための防災機能を備えている必要があります。よって、富士見公園、等々力緑地及び生田緑地における都市災害対策の強化に向けた整備を推進します。

■帰宅困難者対策に資する公園機能の向上

今後予想される震災においては、帰宅困難者対策が喫緊の課題となっていることから、幹線道路に近接する公園については、市民等の避難、帰宅の誘導及び移動の円滑化の推進など、防災に配慮した施設整備を推進します。

■身近な公園における防災機能の検証

身近な公園において発災時に必要となる機能の検証を行い、今後の各公園の整備方針に反映することで、防災機能の向上を図ります。

■防災に資する緑のネットワークの形成

街路樹等の植栽について、樹形管理や交通障害対策等の適切な維持管理及び更新時の樹種の変更により、植栽の健全性を高めることで、倒伏防止や耐火性の向上といった防災力の確保に努めます。

実施施策 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進

■大規模公園等の整備推進

総合公園・地区公園等の市を代表する公園については、自然環境を活かしながら、レクリエーション機能や文化交流機能などを確保するための整備を推進します。

■霊園の整備推進

市営霊園の安定した墓所供給及び適切な管理運営に努めます。

表 3-13 主な公園の整備方針

公園名称	整備方針
富士見公園	○都市計画決定面積 約 17.0ha ○整備方針 民間活力の導入による賑わい空間の創出を目指し、「富士見公園整備基本計画」を策定します。この計画に基づき、スポーツ施設の充実、多目的利用に供する広場や東西プロムナードの整備、公園全体の魅力向上に資する管理運営手法の構築など、さまざまな利用者ニーズを満たす取組を、民間活力の導入も視野に入れながら進めます。
等々力緑地	○都市計画決定面積 約 56.4ha ○整備方針 緑地内の緑と水、安全・安心の場、動線の再整備、緑地へのアクセス改善など、緑地全体の再整備の方向性を示すとともに、陸上競技場や硬式野球場をはじめとした主要施設の整備の方向性と配置、整備手順・スケジュールについてとりまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、整備を推進します。 また、公園全体の魅力向上に資する管理運営方法の構築など、さまざまな利用者ニーズを満たす取組を、民間活力の導入も視野に入れながら進めます。
生田緑地	○都市計画決定面積 約 179.3ha ○整備方針 「生田緑地ビジョン」に基づき、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。 また、向ヶ丘遊園跡地については、小田急電鉄株式会社と連携しながら、跡地の貴重な緑の保全や生田緑地全体の魅力向上に資する賑わいや憩いの空間の創出を進め、必要となる都市計画の変更などについて検討していきます。
菅生緑地	○都市計画決定面積 約 13.4ha ○整備方針 緑地の回遊性確保が期待できる東西地区の結節点部分について、用地の取得に努めます。

公園名称	整備方針
稲田公園	○都市計画決定面積 約 4.3ha ○整備方針 多摩川との連携や、民間活力の導入を視野に入れた「稲田公園整備基本計画」を策定します。この計画に基づき、公園施設の有効活用や多摩川との一体的利用といった具体的整備内容の検討を進めます。
緑ヶ丘霊園	○都市計画決定面積 約 59.0ha ○整備方針 市民のニーズを踏まえ、有縁合葬型墓所や小区画一般墓所の整備を進めます。旧霊堂については、老朽化の進行等への対応が必要となっていることから、規模や機能、利用形態等を検討します。 また、緑ヶ丘霊園は貴重な自然環境を有する緑の拠点であり、市民の憩い・自然観察の場となっていることから、自然環境の保全を行うとともに、散策路整備や案内表示、水飲み場などの便益施設の充実に向けて検討を進めます。
早野聖地公園	○都市計画決定面積 約 48.6ha ○整備方針 壁面型墓所の整備完了後は、限られた敷地で高い墓所需要に対応するため、次期整備区域においては、従来の墓所よりもさらに小区画な新形式墓所の整備、及び静かな雰囲気を持ちつつも市民に開かれた場所とするため、公園エリアの整備を行います。 また、園内の7つのため池や自然豊かな樹林、埋蔵文化財の包蔵地等という、早野独自の環境資源を活かした周遊散策路や水辺環境の整備等について検討します。
夢見ヶ崎公園	○都市計画決定面積 約 9.6ha ○整備方針 老朽化した飼育展示施設が多くなってきていることから、計画的な修繕や整備に向けた検討及び施設更新に合わせた展示の工夫などについて検討を行います。また、民間活力の導入を視野に入れ、飲食など、各種サービスの機能の充実にしても検討を行い、利便性の向上を図ります。 さらに、動物公園を支えるサポーター制度の充実や人材育成、多様な主体と連携した取組及び持続可能なマネジメントの仕組みの検討・取組を進め、動物公園の魅力向上を図ります。

■ 港湾緑地の整備推進

「川崎港緑化基本計画」に基づき、港ならではの環境を活かした港湾緑地や親水空間の整備を進めます。

■ 地域特性・個性に応じた公園の整備推進

老朽化の進んだ公園や、魅力の増進が求められる公園については、地域の特性に合わせて、地域包括ケア、ユニバーサルデザイン及び地域の賑わいなどの視点を念頭に置いた、特色を活かした公園の整備を推進します。

■ 都市計画公園のあり方の検討

都市計画施設として都市計画決定されている一部の公園には、計画区域や地域課題の変化などにより、長期にわたって事業の着手に至っていないものが存在します。そして、こうした計画区域内の関係者に対しては、長期間に及ぶ私権の制限を課している状況となっています。こうしたことから、長期未整備公園の対応方針の見直しを含め、都市計画施設としての公園の方向性を検討します。

実施施策 19 身近な公園の整備推進

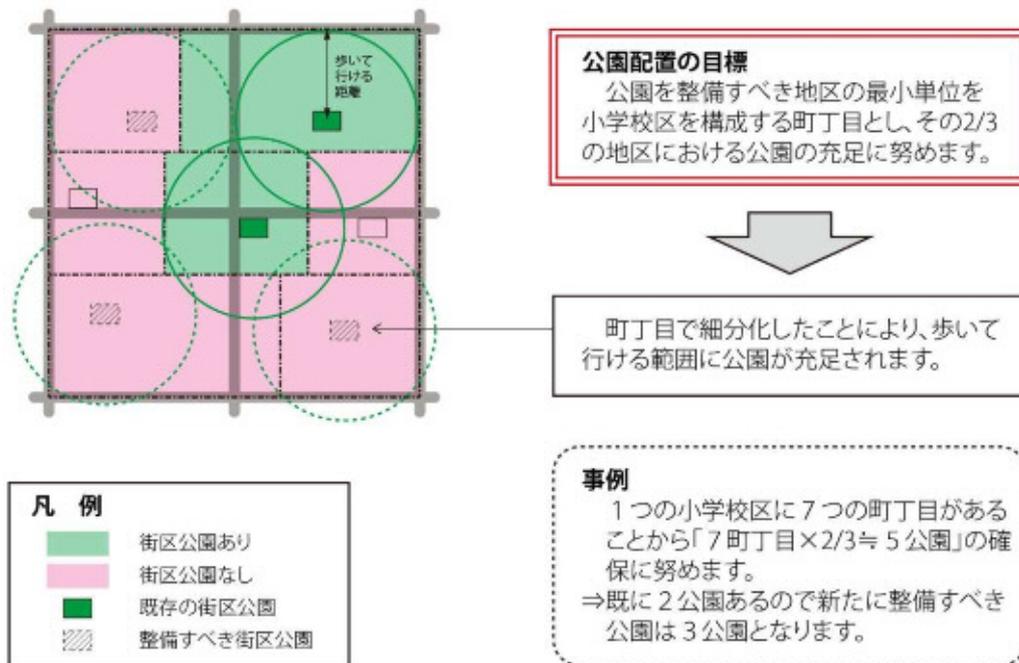


図 3-31 街区公園の配置計画の考え方（事例図）

■ 歩いて行ける身近な公園の整備推進

少子高齢社会に対応するため、子どもやお年寄りでも歩いていける範囲に公園が確保されることは、生活空間にゆとりをもたらすだけでなく、災害時における一時避難場所としての機能を期待することができます。こうしたことから、近隣の公園の設置状況を勘案しながら、寄付や公有地の活用、借地公園制度を活用するとともに、都市部におけるオープンスペースの多面的利用や、市民緑地認定制度等の活用を検討し、身近な公園の整備に努めます。

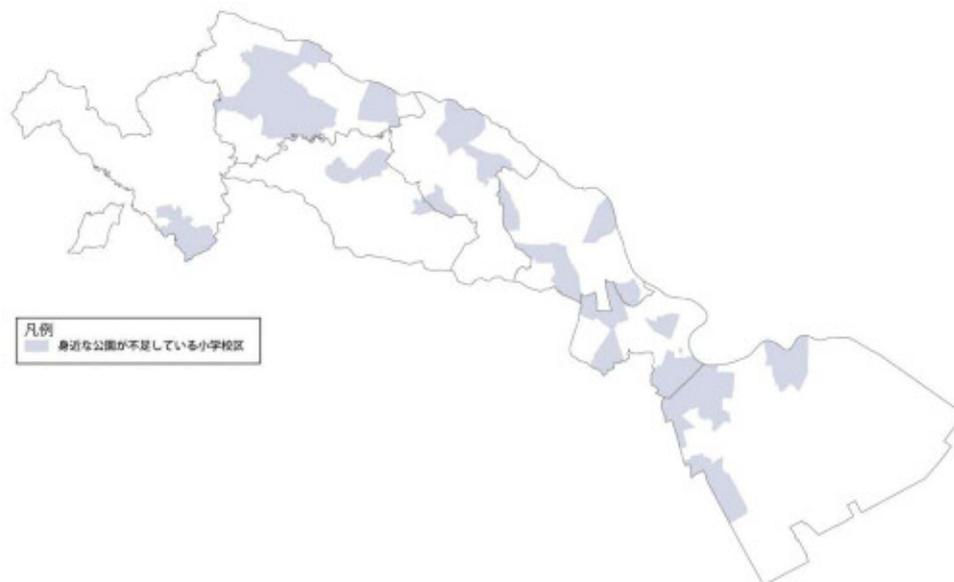


図 3-32 身近な公園が不足している小学校区

実施施策 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

更新時期を迎える公園施設について、安全確保と機能保全を図るとともに、維持管理費の縮減や平準化を図ります。

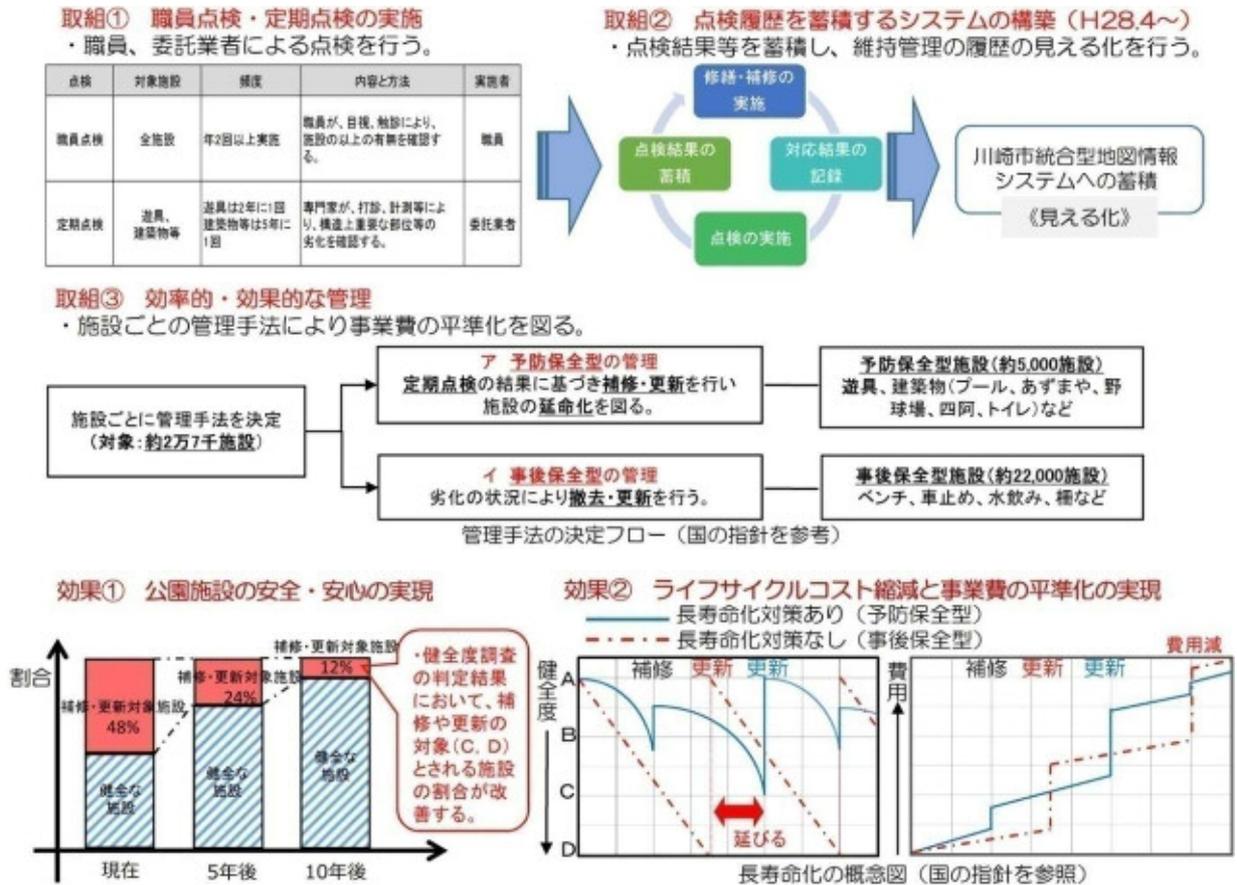


図 3-33 公園施設の適切な維持管理に向けた取組

■公園の維持管理の充実

公園の安全性・利便性の向上を図るため、公園施設や設備の長寿命化に向けた計画的な整備及び維持補修、並びに適切な植栽の管理など、維持管理の取組を進めます。

■公園内有料施設の適正管理

公園内の有料施設について、適切な維持管理の推進や、利用者ニーズに合った供用時間等の見直しの検討を進めることにより、公園の魅力の充実を図ります。

■公園の機能回復

公園におけるホームレスの滞留や、不法占拠物件の存在は、公園管理上、好ましい状況とは言いがたいものです。こうしたことから、今後も引き続き関係する団体、地域住民等との連携により、ホームレスや不法占拠への対策を図り、快適な園内環境を目指します。

■市民活動による緑の資源活用

公園緑地等において、管理運営協議会等における落ち葉堆肥作りなど、緑を資源に活用する活動を促進します。

緑の取組コラム

【生田緑地初山地区】

生田緑地の初山地区は、里地里山の原風景が残る貴重な地区であり、その景観を将来に残すため、地域住民の方々の意見等を取り入れながら整備計画を策定しました。平成25（2013）年から工事を行い、平成29（2017）年3月に整備が完了しました。

在来の植物・昆虫が入り込みやすいように、流れの川床を土で覆い自然に仕上げたせせらぎや、周遊散策・里山体験時に休息できる開放的な芝生広場、そして、初山に残る生活の場としての「農」を体験できる施設等を整備するなど、昭和63（1988）年に整備した「おもい出のうたのこみち」や平成2（1990）年に整備した「水生植物観賞池」に加え、周囲の里山風景と一体となるような景観づくりを意識しています。



実施施策 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用

■農地の保全

多様な主体との連携等により、遊休農地の解消及び発生防止に係る啓発活動、並びに農地の貸し手・借り手のマッチングなど、農地等の利用の最適化を推進します。

稠密な市街地が形成される本市では、より小規模な農地等についても、災害時の避難場所や、生活の中で身近に緑に触れ合える場等として緑地機能を発揮していることから、生産緑地法に基づき、面積要件の緩和や指定基準を見直すとともに、生産緑地の買取り申出が可能となる始期を延期する特定生産緑地制度を活用し、より多くの農地の確保に努めます。

また、生産緑地における直売所等の設置を進めるなど農業経営力の向上を図り、農業継続支援を進めます。

こうした取組を通じ、環境、防災、教育及び文化等の多面的機能を有する都市農地の維持・保全に努めます。

■農地の活用

一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録のほか、体験型農園の普及、ホームページでの情報発信によるグリーン・ツーリズムの推進及び大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興等、農に親しみたい市民のニーズに応えた多面的な農地の活用を図ります。

実施施策 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

■「農」とふれあう機会の創出

市民農園の管理運営、体験型農園や市民ファーマーミング農園の普及・運営の支援等、農業者との連携による取組をはじめ、学校等との連携による食農教育、花と緑の市民フェアの開催、地産地消のイベント及び料理教室等、市民が「農」とふれあう場作りを推進します。

■「農」の担い手の育成

農に参加し、支えようとする市民を、農地の保全に向けた大切なサポーターとして捉え、援農ボランティア等の育成を進めます。従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行、及び生産者や経験の浅い農業者に向けた講習会の実施等を図ります。また、国の方針に基づき、生産性との調和などに留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及推進に努めます。



若手農業者の指導による農業体験

実施施策 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進

■多様な緑化活動の推進

市街地では、地表面のアスファルトによる被覆や、建築物へのコンクリート等の使用により、水分の蒸発が少なく、熱が蓄積されやすいことから、ヒートアイランド現象が発生しやすい環境下にあります。このため、ヒートアイランド現象を抑える取組として、土壌や緑化地の確保及び緑による人工物の被覆等を行うとともに、区の花・区の木を活用したイベント

の実施及び緑のカーテンの普及等、街中で実感できる緑の創出に努めます。

また、市街地の約7割を占める民有地は、緑化地を確保するための大きなポテンシャルを有していることから、地域や民間企業等による、地域独自・地域発意で行う緑化活動を促進します。



緑のカーテン講習会



緑のカーテン（中原区役所）

■緑化推進重点地区における持続的な緑化推進

緑化計画が策定されている8箇所の緑化推進重点地区においては、さまざまな主体が協働する持続的な緑の創出に向けた取組を推進します。

また、新たな土地利用の動向や、市民行動圏及び住民意識の変化など、緑を取り巻く情勢を考慮しながら、既存の緑化推進重点地区計画の改定を行い、都市拠点にふさわしい目に見える緑の創出に向けた取組を推進します。

■地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区は、「地域の緑化をどう進めていくか、緑化された樹木等をどう管理していくか」など、地域緑化の内容や緑化した土地の管理内容等の計画案を地域住民自らが定め、その計画案を市長が認定することにより、地域住民の自主的な緑化活動を促進する地区です。

地域緑化推進地区の認定は、地域ぐるみの市民緑化活動の原動力であることから、今後もこの制度の普及・推進と、認定に伴う支援の充実を図ります。

■「川崎市緑化指針」による緑化の推進

「川崎市緑化指針」は、共同住宅・事業所・公共公益施設などの建設に伴う緑の保全、創出及び育成にあたり必要となる具体的・技術的なガイドラインとして位置づけられており、引き続き、本指針に基づき緑化を推進します。

緑の取組コラム

【地域緑化推進地区制度】

本市では、地域住民が自主的に緑化運動に取り組む地区を、地域緑化推進地区に認定しています。

認定を受けることで緑豊かなまちづくりを推進している地域としてアピールすることができます。また、市から花苗、緑化資材等の提供や緑化活動の支援を受けることができます。

平成29（2017）年4月までに24地区が認定されています。

本市では引き続き、地域緑化推進地区制度の普及促進を行い、地区の皆さんと一緒に緑化を推進していきます。



実施施策 24 緑化助成制度の普及と充実

■緑化助成制度の活用による緑化運動の促進

公益財団法人川崎市公園緑地協会が行う緑化助成制度の普及と適切な運用を進め、思い出記念樹、屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化などの緑化運動を促進します。また、現行の緑化助成制度を市民ニーズに即しながら再編し、地域緑化の促進に向けた新たな助成制度の構築に取り組めます。

■川崎市緑化基金の効果的な活用

川崎市緑化基金は、民有地の緑化を進めることを目的として、昭和60（1985）年4月に設立されました。基金には、市民、民間企業及び団体等の協力により、平成29（2017）年3月末時点で24億8,718万円を積み立てており、市や公益財団法人川崎市公園緑地協会が行う緑事業の原資として、公共性の高い民有地等の緑の保全及び緑化の推進に役立てています。

基金については、これまでの実績を踏まえながら、緑の確保に向けた効果的な事業となるものを厳選し、その活用に努めていきます。

実施施策 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

■公園における緑と水の空間の整備

まとまりのある緑を有する公園については、良好な都市環境の核として、緑と水の空間を整備し、環境の保全と利用を進めます。その中で、生き物の採餌場、繁殖地等となり得る緑と水を確保・創出するなど、生物多様性に配慮した整備に努めます。

実施施策 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理

■街路樹整備による緑化推進

都市の中で歩行者やドライバーに通行の誘導や四季の変化と安らぎを与えてくれる街路樹は、うるおいのある景観を創出するとともに、緑と水のネットワークの形成、災害時の延焼遅延効果、地域の個性を活かした親しみの持てる街並み形成及びCO₂の吸収による環境負荷軽減などの重要な役割を担っています。また、市民意識調査では、保全を希望する緑の場所として街路樹や並木の緑が最も高い評価を受けています。今後も引き続き、都市計画道路などの整備に併せながら街路樹、グリーンベルト及びグリーンポケットの拡充に努めます。

■街路樹の適正管理

街路樹はまちの顔を印象づけるだけでなく、市民に一番身近な緑のインフラであることから、その効果的な管理や健全性の確保を進めるため、「川崎市街路樹管理計画」に基づき、道路上における安全性を保つための適切な剪定・除草等のもとより、街路樹の樹木診断や地域環境に応じた樹木更新・撤去を実施します。

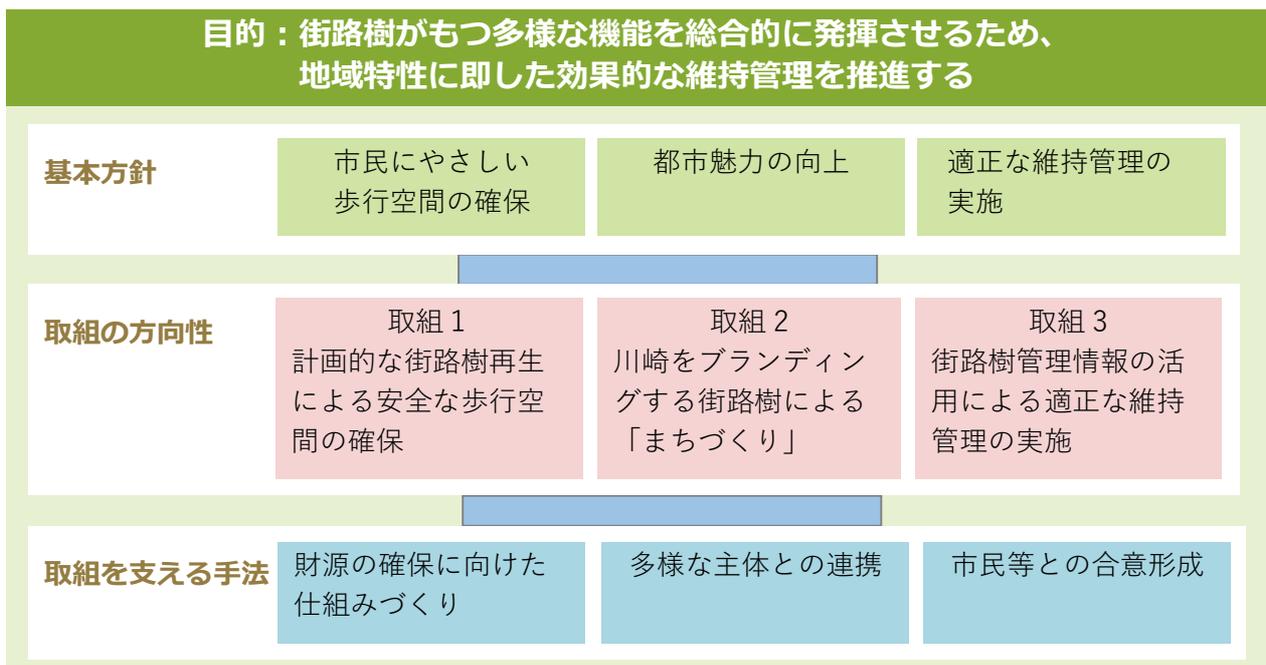


図 3-34 川崎市街路樹管理計画の概念図

実施施策 27 河川等の水辺地の保全

■河川環境の保全・整備

市管理の渋川や平瀬川支川などの河川の改修機会を捉え、地域の実状に即しながら、水を楽しめる親水空間及び多様な生態系を育む水辺空間の整備など、その個性を活かした川づくりに努めます。良好な自然環境が残る河川については、その状態を極力維持し、保全への配慮に努めます。また、治水を主とした整備を行う場合も、生態系に配慮した工法の検討を行います。さらに、水辺環境の保全に向け、市民協働による適切な維持管理に努めます。

■水環境の保全

水環境の保全に向け、公共用水域の水質、生物等に関する調査を実施するとともに、地域から水環境保全活動を高めていくための普及啓発に努めます。また、健全な水循環の確保に努め、市で整備した湧水地について調査や維持管理を行います。

緑の取組コラム

【河川的环境整備】

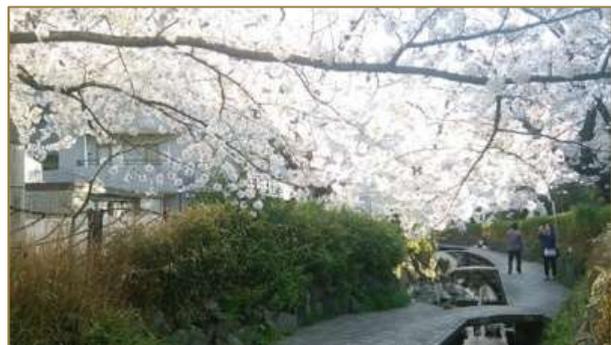
市内を流れる河川は、都市部において自然の存在する貴重なオープンスペースであり、さらにはまちの景観においても重要な要素です。本市では、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいと潤いのあるまちづくりの一環として、二ヶ領用水をはじめ、水辺に親しめる環境整備を行っています。

中原区役所付近で二ヶ領用水から分流する全長約2.4kmの普通河川渋川では、沿川の町内会や商店会等と連携を図りながら、親水性や生物多様性に配慮した環境整備を進めています。



また、一級河川平瀬川支川では、整備の計画段階から住民の方々に参加いただき、生息する多様な動植物を十分に考慮しながら、地域の人々に散策の場として親しまれるような景観の創出を目指すなど、多自然川づくりを基本とした整備を行っています。

今後も、良好な都市景観や多様な生物が生息できる空間を形成するとともに、身近に水と緑を感じ市民に親しまれる河川の環境整備を目指します。



実施施策 28 公共空間の緑化推進

■庁舎・学校等の公共空間の緑化推進

庁舎をはじめとした公共施設は、市民が日常的に接する施設であるとともに、街並み形成や市民交流の拠点として重要な役割を果たしています。こうした市民に最も身近な公共施設の緑化を推進することは、利用する市民の心を和ませるとともに、緑のネットワークの拠点となるための大切な取組です。今後も行政自らが地域の緑化の先導役として、庁舎建替えに伴う緑化の推進や学校への緑のカーテンの設置など、機会あるごとに緑を増やす取組を進めます。また、公的住宅の建設や建替え時期に併せ、敷地内緑化の充実に努めます。

■公益的施設の緑化推進

ショッピングモールや駅などの公益的施設は多くの市民が集まる場所であり、公共施設と同様に、街並み形成や市民交流の核として重要な役割を果たしています。こうしたことから、今後も、商店会や鉄道事業者など、地域の民間企業への緑化制度の普及啓発を図りながら、地域緑化の促進に努めます。

実施施策 29 事業所による緑化の促進

■みどりの事業所の推進

事業所が集積する本市にとって、事業所敷地に創出された緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。本市は、緑化面積にかかわらず、事業所との「川崎市みどりの事業所の推進に関する協定」の締結を進めており、今後も協定の締結拡大に努めます。また、事業所緑化を促進させることを目的に「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置しており、今後も協議会の加盟拡大に努めます。

■川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑化の誘導

工場立地法に定める一定規模以上の工場（特定工場）については、生産施設の新設、増設及び建替え時等に緑地を整備する必要が生じるため、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の適切な運用により、設備更新と段階的な工場緑化を誘導するとともに、工場と周辺地域の生活環境に応じた緑地の効果的な配置の誘導に努めます。

また、臨海部においては「臨海部ビジョン」に示す将来像の実現に向けて、臨海部全体で設備投資及び設備更新と効果的な緑地の創出を両立できる仕組みの導入について検討します。

実施施策 30 地域コミュニティ形成の推進

■身近な公園を拠点とした地域コミュニティ形成の推進

身近な公園を活用した人と人がふれあう活動を通じて、公園が地域包括ケアにおける重要な役割を担い、地域コミュニティ形成の拠点となるよう努めます。

■身近な公園の利活用促進

地域の公園を有効に利活用するために、公園を取り巻くさまざまな主体との連携や合意形成に向けた公園利用ルール作りを推進します。また、若い世代を含む幅広い世代が公園を利活用できるイベント等を通じて、身近な公園の活性化に努めます。

緑の取組コラム

【地域と進める公園の改修】

公園では、施設や機能の老朽化などに対応するため、公園の改修を順次行っています。特に、街区公園などの地域に身近な公園においては、主な利用者である地域住民の方々の御意見を伺いながら、利用者ニーズなども踏まえ、改修に向けた取組を進めています。

麻生区にある千代ヶ丘第2公園では、広場の勾配を解消するための改修工事において、誰もが楽しめる恐竜をモチーフとしたスロープを、地域の発案により設置することになりました。

恐竜スロープの施工には、地域の子どもたちも積極的に参加して、地域の皆さんが愛着を持てる公園へと生まれ変わり、今では地域のイベントに頻繁に活用されています。



【公園での子どものボール遊びの取組】

地域合意により、公園で子どものボール遊びを可能にするための試みとして、川崎区の冥加公園と多摩区の南生田公園を対象に、平成27（2015）年度から地域の関係者を交えたワークショップを実施しました。それぞれの公園において、地域状況や公園における課題などを話し合い、子ども達がボール遊びをしやすくなる取組を進めました。

○南生田公園におけるワークショップ



○ボール遊びのイメージ



緑の取組コラム

【空き地の有効活用による コミュニティの場づくり】

まちかどにあるオープンスペースは、地域主体でいろいろな使い方ができ、地域住民の交流を深める上で貴重な存在です。麻生区金程には、長らく未利用となっていた空き地（公益用地）がありましたが、環境をテーマとした産学公民の連携事業として大学の研究室が主体となり、地域の声を取り入れ、市民による利活用が可能な「グリーンインフラ」として空き地をデザインすることにより、生き物の生息・生育に配慮し、身近な緑に親しめる自由広場「カナドコロ」が暫定整備されました。広場には全面に樹皮が敷かれ、植栽や木製のデッキとベンチなどが配置されており、緑とふれあいながら自由に遊べ、ほっと一息つける空間を提供しています。

また、地域ニーズを捉えることにより、マーケットや地元の学校等と連携したイベントなど、さまざまな取組を行える可能性を秘めており、緑を活用した地域の新たなコミュニティや賑わいを生む拠点としても期待されています。

今後、郊外で増加が見込まれる空き地に対しては、この「カナドコロ」の取組をきっかけに、緑を備えたオープンスペースとしての活用を進めていくことも重要な視点となっています。



実施施策 31 緑を通じた防災力の向上

■地域協働による防災空地の確保

地域主体の自律組織や既存組織を活用して地域防災力向上の取組を推進するとともに、老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組む中で、地震発生時等の火災による延焼被害の低減に資する緑化やオープンスペースの確保を図ります。



図 3-35 防災空地の仕組み

(出典 密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区における支援制度のご案内)



(整備前)



(整備後)

防災空地の事例

■公園における防災活動の促進

身近な公園において地域の意向を反映した防災施設の設置や、自主防災組織等が行う既設防災施設を活用した防災訓練などの支援を通じ、防災意識を高めるための活動を促進します。



公園における防災訓練

実施施策 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

■子育て環境づくりとしての公園の活用

本市では、就学前児童数が依然として増加している地域があることから、公園の整備及び活用により、地域の実態に応じて安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、公園での環境学習や体験活動等により、環境に触れてもらう機会の創出を図ります。

■身近な公園を拠点とした健康増進活動の推進

超高齢社会を迎える中において、健康寿命を延ばすために誰もができる取組として、公園体操や公園等を活用したスポーツ、ウォーキング等の普及啓発を推進し、身近な公園が健康作りの拠点となるよう努めます。

実施施策 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進

■多様な主体と連携したまちづくりの推進

大規模公園等においては、指定管理者制度を含めた民間活力導入の推進を図るとともに、多様な主体と連携した公園活性化の取組を幅広く推進し、公園を核としたまちの賑わい創出や都市の魅力・活力の向上に努めます。

■グリーンコミュニティの形成の促進

グリーンコミュニティとは、地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、民間企業、専門家及び行政等の連携によるプラットフォームの概念です。

先進的な取組を進める生田緑地マネジメント会議の活動を推進するとともに、夢見ヶ崎公園で進めるサポーター制度の取組をはじめとした、グリーンコミュニティの形成を促進します。

緑の取組コラム

【生田緑地マネジメント会議 の主体的な活動】

春と秋に開苑する「生田緑地ばら苑」に初めて電車で来られるお客様は、最寄駅から道に迷わず行くことができるかしら？という思いから、生田緑地マネジメント会議の「案内プロジェクト」が始動しました。まずはわかりやすいマップを作りましょう、沿道の住宅に目印となる旗の設置をお願いしてみましょ、駅前で声をあげて案内しましょ、とメンバーが自ら動き、スムーズにお客様をご案内できるようになりました。

生田緑地マネジメント会議では、行政と市民がそれぞれの立場を尊重し、同じ円卓に座って話し合い、生田緑地及び地域のまちづくりの視点で何ができるか考え行動しています。



緑の取組コラム

【市内唯一の動物公園「夢見ヶ崎公園」】

夢見ヶ崎公園は本市の南西部に位置する、標高35mの小高い丘「加瀬山」の中にある動物公園です。園内には自然林が残り、植物、昆虫、野鳥など四季折々の自然を楽しむことができ、市民の憩いの場となっています。特に春の桜の時期は、園内の約400本の桜が咲き動物達とともに楽しむことができます。

園内ではレッサーパンダ、フンボルトペンギン、ヤマシマウマ、アルダブラゾウガメ、キツネザル、インコなど、平成29（2017）年4月1日現在で64種309点を飼育展示しており、来園者と動物との距離が近いため、間近で動物を観察することができます。

毎年5～6月にはマーコール、6～7月にはホンシュウジカの赤ちゃんが誕生し、来園者の目の前で出産することもあります。その他、平成29（2017）年6月にはボリビアリスザルの赤ちゃん（雄、愛称サンダー）も誕生しています。

園では、動物園の役割の一つである「種の保存」の取組として、希少動物のレッサーパンダやマーコールなどの飼育・繁殖を実施しており、ヤマシマウマとパラワンコクジャクにおいては国内血統登録担当園として、園間での移動の調整等を行っています。他に環境教育活動、飼育・繁殖・診療に関する調査研究、イベント等を行っています。

平成29（2017）年度から、多様な主体との連携を図り、園の魅力向上を目的としたサポーター制度を導入しています。



実施施策 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用

■地区計画等による緑化推進

地区計画は都市計画法に基づく制度で、地域住民の合意の上で進められる土地利用や地域緑化のルール作り等を推進する制度です。今後も引き続き、土地利用の再編や大規模開発などの機会を捉え、緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

また、川崎市地区まちづくり育成条例に基づき、身近な地区の街並みの保全や緑の活動など、地区まちづくり活動を行う市民等の団体に対して、潤いのある居住空間を形成するためのまちのルールづくりの支援に努めます。

■公開空地の誘導

公開空地は、建築基準法に基づく総合設計制度の活用により、建築物の高度利用に際して建築敷地の一部にオープンスペースを確保し、地域に開放するものです。稠密な土地利用がなされている市街地において、環境の改善に寄与する空間の確保に有効な手法でもあることから、緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

実施施策 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上

■公園への民間活力の導入

民間企業による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設されたことを踏まえて、P-PFI方式による施設整備やネーミングライツの導入に加え、公園への民間企業の出店や民間資金の活用等、民間活力を導入した公園の整備・管理運営の手法について検討を進め、公園の新たな魅力の創出を図ります。

実施施策 36 緑と一体となった地域資源の保全・活用

■地域の歴史資源の保全と活用

貴重な歴史文化遺産であり国史跡指定を受けた橘樹官衙遺跡群や、国登録有形文化財である二ヶ領用水久地円筒分水など、緑とともに存在する地域の歴史資源の魅力向上や、歴史資源を活用したイベントの充実等を図ります。

■ 自然環境を活用したウォーキングルートの設定

ふるさと川崎の意識を高め、美しい本市の風景や景観をアピールするには、みどり軸、みどり拠点、河川及び歴史的資源などの緑と水のネットワークを活用して、これらの自然環境に触れる機会を創出することが大切です。そのため、川崎の多様な自然環境を楽しみながら、川崎を知ることのできるウォーキングルートの設定を市民との協働により推進します。

実施施策 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用

■ 広域・近隣自治体との連携

多摩・三浦丘陵の緑は、八王子市から三浦半島に至る首都圏の貴重な自然的環境資源です。この大切な財産を次世代に継承していくためには、本市だけではなく、周辺自治体との連携による緑地の保全や活用に関する共有意識の醸成が大切です。こうしたことから、平成18（2006）年度に発足した「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携会議」を通して、今後も自治体間の連携を進めるとともに、市民、民間企業、NPO 及び大学等の研究・教育機関などさまざまな主体との「輪の広がり」を推進します。

■ 多様な主体の連携による里地里山の保全・活用

市民、民間企業及び教育機関などと協働して、農と自然を活かした地域づくりを拡大し、地域との交流等を推進することにより、里地里山の保全と活用による価値向上と活性化を図ります。また、多様な主体が関わる生田緑地においては、自然の保全・利用方針、及び植生管理計画に基づき、緑地の保全を前提としながら利用との調整を図り、両者が好循環するしくみを作り、魅力を高めます。

実施施策 38 多摩川の利活用による地域活性化

■ 流域自治体との協働、連携による沿川地域の活性化

流域自治体との協働や連携により、広域的な視点から多摩川の資源を活用することにより、多摩川沿川地域の活性化を図るとともに、多摩川の魅力を全国に発信します。

■ 沿川地域のまちづくりの推進

沿川町会や商店会と連携して、民間活力を導入した付加価値の高いより開かれた利活用を図り、沿川地域のまちづくりを推進します。また、多摩川を都市空間における貴重な資源と捉え、市街地での土地利用の動向と連携した多摩川とのアクセス性向上の検討、及び周辺のまちづくりと一体となった集客の仕組み作りなどを進めます。

実施施策 39 多様な主体との連携による風の道の形成

■空間活用による実感できる緑の創出

臨海部における緑について、市民や就労者が憩え、実感できる「見える緑」となるよう、質の高い緑の創出に向けた最適な仕組みの検討を進めます。また、臨海部の土地利用の再編を捉えたまとまりのある緑化地や建物の上部空間等を活用した緑化地の創出、及び街路樹の整備を行うほか、事業所と連携しながら緑化を推進します。さらに、港湾緑地の拡大及び都市公園の再編等を進め、多様な緑でネットワーク化することで、水辺環境も含めた「臨海のもり」の創出を図り、都市環境の改善に資する風の道の形成を図ります。

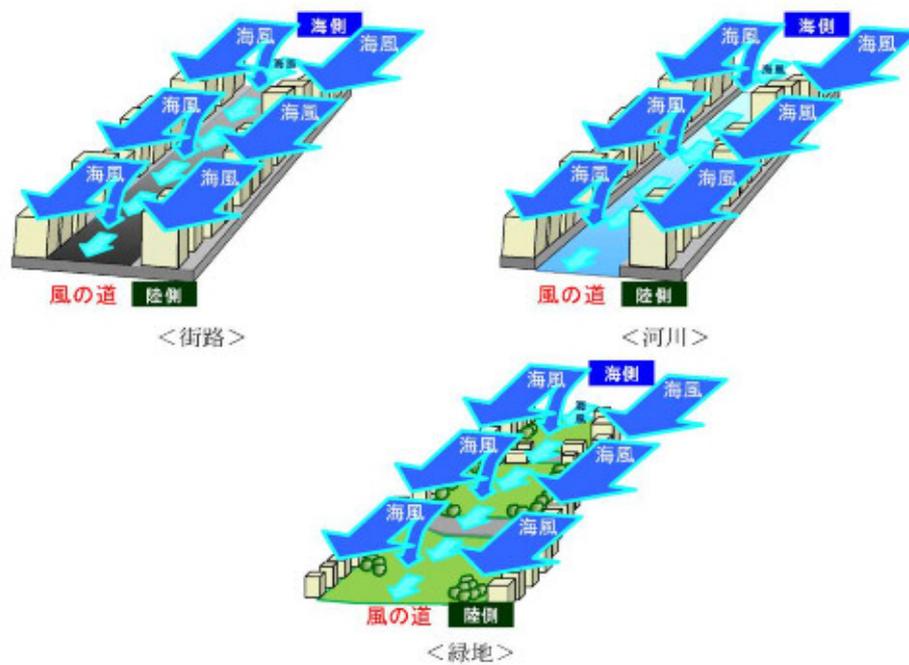


図 3-36 「風の道」のイメージ

(出典 ヒートアイランド対策に資する「風の道」を活用した都市づくりガイドライン (平成 25 年 4 月)
国土技術政策総合研究所資料 第 730 号 (P24))

実施施策 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

■自然・景観・オープンスペースを活用したレジャー機能の発揮

臨海部ならではの魅力を更に増進し、多くの利用者を誘致できる空間としていくため、運河や海、質の高い緑などの自然環境の実感、及び新たな観光資源となっている工場夜景の眺望を可能とする港湾緑地等の整備を推進します。さらに、港湾緑地における川崎みなとまつり等の各種イベントを通じて、交流やレクリエーションの場としての振興を図るとともに、各種メディアを活用した臨海部全体の魅力の情報発信を進めます。

(3) プロジェクトを推進する仕組み

① グリーンコミュニティの形成

本計画の新たな視点であるグリーンコミュニティが全市的に広がるためには、地域のさまざまな主体が連携し、先進的な活動団体の取組を参考にしながら、蓄積された緑のストックを活用できる環境が必要です。そして、地域の特性に応じて、グリーンコミュニティの持続的な活動を可能とするためには、地域ごとに異なる課題に対する支援、活動のための人材育成・資金確保、及び明確なメッセージと活動が見える“場”の創出などの支援が必要です。

グリーンコミュニティの形成を促進するための環境整備の手法については、次の取組を一例として検討を進めます。

- 地域ごとに異なる課題への支援・人材育成・メッセージの見える化
 - ・団体同士の交流促進
 - ・緑の利活用の事例共有
 - ・公園におけるルール作り 等
- 活動が見える“場”の創出
 - ・公園の施設整備
 - ・活動の認知度を高めるツール構築 等
- 持続可能な活動のための資金確保
 - ・民間企業の意向調査
 - ・資金調達の事例研究 等

なお、多様なグリーンコミュニティが行う地域の特色を活かした活動として、次のような例が考えられます。

- 身近な公園：公園利用のルール作りにより、プレーパークの運営や健康増進に配慮した取組を行うなど、地域主体による公園の利活用を促進
- 大規模公園・拠点：市民団体や民間企業などとの連携により、公園の管理運営を行うマネジメント組織を立ち上げ、大規模公園等を核としたまちの活性化を展開
- 多摩川：沿川町会や商店街との連携を強化し、沿川地域のまちづくりを推進
- 里地里山：樹林地等の散策や自然体験等のレクリエーションなどにより、里地里山の保全と活用を促進
- 臨海部：幹線道路や水際線に立地する事業所や各種団体が連携し、共通緑地を創出
- 市全域：先進的技術支援、国際交流、情報発信、研修などの人材育成・交流支援

グリーンコミュニティが構築され、各地域に緑を通じた活動・交流が浸透していくことにより、樹林地等の保安全管理活動、公園の管理運営活動をはじめ、地域の資源として公園の魅力を高め、まちづくりに活かしていく活動が更に活発化し、緑のパートナーづくり、緑の空間づくりの更なる推進が期待されます。

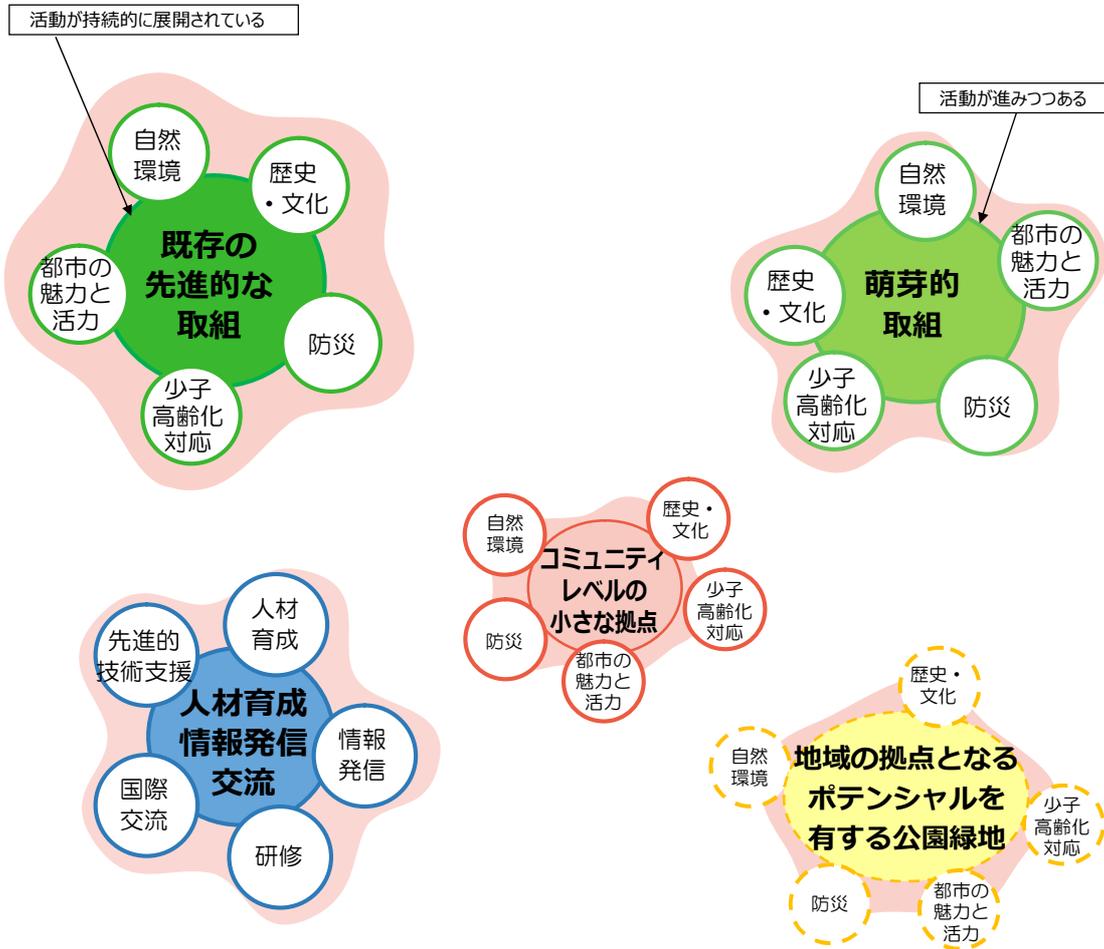


図 3-37 さまざまなグリーンコミュニティが広がるイメージ

②リーディング事業

施策の実現をより実効性あるものにするために、施策全体の牽引役となり、相乗効果を発揮する取組をリーディング事業と位置づけます。総合的な施策展開の観点から、緑のパートナーづくり、緑の空間づくり及びグリーンコミュニティづくりの核となる7つのテーマを設定し、このテーマに沿ったリーディング事業を推進します。

リーディング事業を位置づける7つのテーマ

- 緑に関わる幅広いパートナーの創出
- 樹林地の保全と活用
- 多摩川緑地の整備と活用
- 臨海部におけるまとまりのある緑の創出
- 多様な機能を備えた特色のある公園づくり
- 地域緑化の促進による緑のまちづくり
- 緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出

リーディング事業については、これまでの取組を継承・発展させていくこと、及び新たな視点であるグリーンコミュニティの形成を考慮し、多様な主体との協働による緑の保全、創出、育成及び活用の成果がわかりやすい取組を位置づけます。そして、効果的に施策を推進するため、緑の実施計画において事業内容を整理します。

また、リーディング事業については、施策の実施状況等の進行管理を行いながら、一定期間ごとに検証・評価を行い、必要に応じてリーディング事業及びリーディング事業を位置づけるテーマの見直しを図ります。

9 緑の目標

本計画では、さまざまな主体との協働により緑の保全、創出、育成及び活用を進めることで、緑の市民文化の醸成を目指していくこととしています。

このことから、本計画においては、さまざまな効用を発揮する緑の空間の量的な維持を図るため、施策展開を行う緑の総量について、これまでの緑の現況、実績及び課題を踏まえた目標を定めます。

また、緑ある暮らしの創造に向けた取組の成果を見える化するため、市民生活と緑の関連性の度合いを成果指標として数値化し、この目標を定めます。

なお、指標については、緑の実施計画期間（3箇年又は4箇年）ごとに評価し、その結果をもとに施策等の見直しを検討します。

(1) 施策展開を行う緑の総量の目標

緑の量的な確保における目標については次を基本とします。

平成39（2027）年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指します

なお、緑の確保にあたって、保全、創出、育成及び活用する緑の要素と施策面積の内訳は次の通りです。

表 3-14 保全、創出、育成及び活用する緑の要素と施策面積

保全、創出、育成及び活用する緑の要素		内容	現況の施策面積	目標とする施策面積
			平成 28（2016）年度	平成 39（2027）年度
緑地	樹林地	市街地に残る貴重な樹林地や農地については、法律・条例等に基づき区域指定を行うことで、保全・活用を進めていきます。	241ha	300ha (59ha 増加)
	農地		368ha	343ha (25ha 減少)
公園		公園や港湾緑地等については、多様な利用機能の発揮や、うるおいある生活環境の創出に向けた整備を進めていきます。	776ha	830ha (54ha 増加)
緑化地		市街地における緑化地の確保を、市民・民間企業・行政の協働により進めていきます。	957ha	1,082ha (125ha 増加)
水辺地空間		水辺地空間については、親水利用や景観活用などを進めていきます。	1,977ha	1,977ha

※目標とする施策面積の合計は 4,532ha であり、市域面積の約 31.4%に相当する。

(2) 施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標

施策の実行を通じて、緑ある暮らしを創造し、かわさき緑の市民文化の醸成へとつなげていくため、市民の暮らしと緑の関連性の度合いを成果指標として設定し、その向上を目指します。

指標①：市民の緑の満足度

- 市内にある自然や公園に対する市民満足度の向上を目指します。

現状（平成28（2016）年） 48.7%

➤ 目標（平成39（2027）年） 50%以上

指標②：市民植樹運動による累計植樹本数

- ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を目指し、市民・民間企業等との協働による市民植樹運動を推進します。

現状（平成28（2016）年） 80万本

➤ 目標（平成39（2027）年） 150万本以上

指標③：緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合

- 緑に興味を持つ市民を増やし、暮らしの中で緑と関わりを持つことのできる都市を目指します。

現状（平成27（2015）年） 85%

➤ 目標（平成39（2027）年） 90%以上